

第二次世界大戦後アメリカの対韓国「朝鮮」政策〔分断構想〕 に関する一考察(二・完)

——アメリカ・ソヴェト共同委員会と「南・北分断」の固定化を
中心として——

李 相 睦

目次

- 1 序論——従来の研究動向と問題の所在——
 - (1) 問題の所在と分析視角
 - (2) 従来の研究動向とその検討
- 2 第一次「ア・ソ共委」の開催とその破綻に至る進行過程
 - (1) モスクワ協定とアメリカ・ソヴェトの予備会談
 - (2) 第一次「ア・ソ共委」の開催と南北統一策
 - (3) 以南の政治諸勢力と「コミユニケ第五号」
 - (4) 第一次「ア・ソ共委」の破綻と左右両派の対立 (以上一八一号)
- 3 J・ホッジ中将のアメリカ支持勢力の確保のための画策

- (1) 以南の穩健派の連合の試みと分断体制の形成
 - (2) 第三勢力としての「左右合作委員会」の結成
 - (3) アメリカ軍政当局への支持強化策と「立法院」
- 4 第二次「ア・ソ共委」の再開とアメリカの対韓国「朝鮮」政策
- (1) 第二次「ア・ソ共委」の再開のための前提事項
 - (2) 以南の単独政府樹立論と信託統治論争
 - (3) 第二次「ア・ソ共委」の破綻とアメリカの政策転換
- 5 結論——「ア・ソ共委」への評価——

3 J・ホッジ中将のアメリカへの支持勢力の確保のための画策

(1) 以南の穩健派の連合の試みと分断体制の形成

第一次「ア・ソ共委」交渉の破綻プロセスは、韓国「朝鮮」以南における政治的な状況を更に悪化させる結果となった。アメリカ・ソヴェト両国間交渉の破綻過程の中で、左右両派各々の結束力は強化されると共に左右両派の路線問題の差異は、理念上の両極化のみならず、既述の信託問題——「反託運動」——を契機とするモスクワ協定

に對する姿勢にも、明らかな両極化を齎らした。特に信託統治の問題は、以南の解放政局に左右対立の激化と言う極めて深刻な影響を与えた。すなわち、信託統治を支持する人は左派と決め付けられ、それに反対する人は右派と見なされ、前出の民主議院を中心とする右派諸勢力と、「民戦」に集結した左派諸勢力とに両極化されたのである。⁽¹⁾ それでは、上記のような政治的な両極化の状況に對してアメリカ政府及びアメリカ軍政当局は、いかなる対応を行なったのであろうか。以下では本稿の課題に沿って上記のような政治諸勢力間の「離合集散」の過程を明らかにし、韓国〔朝鮮〕における「南・北分断」の固定化のプロセスを更に見て行こう。

一九四六年二月以降、韓国〔朝鮮〕の以南地域では、右派諸勢力の組織再編・強化が積極的に行なわれ、「南・北分断」の固定化、以南のみの単独政府樹立への具体的な動きが表面化して来た。二月一日に、右派の九〇余団体によって「臨政」派の率いる「非常国民会議」が結成されたのを始めとして、八日には李承晩の率いる「独立促成中央協議会」と金九の率いる「託治（信託統治）反対国民総動員委員会」が合同して大韓独立促成国民会——総裁・李承晩、副総裁・金九就任——が、「自主独立を目標とする純然たる国民運動推進団体」として発足した。⁽²⁾ 上記のような右派諸勢力の組織的な結集を背景として、アメリカ軍政当局は二月一日に代表議員二八名を選定して民主議院を開設した。既述のように、民主議院は最初アメリカ軍政当局の諮問機関として開設されたが、アメリカ側の構想では、それは韓国〔朝鮮〕の以南における単独政権樹立の母体とされている。その構想が、専ら以南のみの単独政権を意図している点で、それは「分断体制の形成」の本格的な開始であった。

アメリカ軍政当局は、その代表議員の一人に「人共」の指導者である呂運亨を任命し、左派諸勢力の参加を呼び掛けたが、彼は同日の初会合に欠席し、民主議院への不参加を表明した。⁽³⁾ 民主議院への不参加を表明した朝鮮共産党を始めとする左派勢力は、民主議院について、一般民衆の期待と要望に反したアメリカ軍政当局による支配の延

長を画策するものであると非難した。同組織の目的は、アメリカの力によって政権を掌握することであると彼等は強く批判し、「南・北分断」を志向する民主議院に対抗して、統一独立を目指すための左派諸勢力を中心とした統一戦線の結成へと向かったのである。⁽⁴⁾ アメリカ軍政当局及び右派の「分断体制形成」への動きに対して、左派勢力は二月一日に、前述の「民戦」を結成した。「民戦」は李承晩及び右派の韓民党一派、「臨政」派を除く多数の左派諸勢力と左派政党及び社会諸団体の結集によって組織されている。「民戦」の結成大会は、一五・一六の両日にソウルで開かれ、そこで宣言・政治綱領等が採択された。

一九四六年二月二八日付のアメリカ國務省から現地（ソウル）のアメリカ軍政当局への電文は、金九・李承晩に対する不信感を表している点で注目し値する。すなわち、J・ホッジ中将はアメリカ軍政当局の過渡政府樹立の努力に対する諮問機関として、李を議長、金を副議長とする民主議院を発足させた際、「彼等が長らく海外で独立運動を行っていたとされるが、彼等は中国国民党の後援を受けており、特に李承晩は以前にアメリカ國務省と不満足な関係にあった」とし、彼等を主軸とする右派勢力を余り擁護しないよう指示している。そして軍政当局は、「進歩的な綱領を提示できる政治指導者を捜し出すように全ての努力を注ぐ」べきことを強調している。そこで韓国「朝鮮」の以南における左右の両派諸勢力の合作工作を目標とする韓国「朝鮮」人の政治指導者間の協議の試みの一環として、同年の秋頃になると、アメリカ及び軍政当局は、立法議院の選挙を実施する。そのような状況の進展は、以南におけるその後のアメリカの対韓国「朝鮮」政策を予告している。

一九四六年六月初旬に立案されたアメリカ國務省の政策は、金九及び李承晩等のような年老いた亡命政治家達の排除を指示していた。すなわち、「最近韓国「朝鮮」の政治的な論争で台風の目になって来ている特定の人物達が先ず政治の舞台から引退すれば、アメリカとソヴェト間の協定のみならず、以南の諸政派間の協議も非常に進む」

と予測している。「ア・ソ共委」決裂の原因は、表現の自由に対するアメリカの固執と、公に反ソヴェト的韓国〔朝鮮〕人指導者の臨時政府への参加を禁止するソヴェトとの意見衝突の結果である、と解釈する根拠がそこにあると述べている。又「彼等は日本の無条件降伏後帰国して元老亡命韓国〔朝鮮〕人団体を構成している」とし、彼等は韓国〔朝鮮〕の世論を全く代弁しているとは考えられず、韓国〔朝鮮〕の民主主義の建設、以南でのアメリカ側の目標を達成する所に必要ではない人物であると捉えている。彼等の政治舞台への全面的な登場はソヴェトとの協定締結に困難を来たすのみであるとアメリカ國務省は捉えている⁽⁷⁾。

上記の電文にも見られるように、アメリカは「ア・ソ共委」決裂の一因が李承晩・金九等帰国勢力にあると捉えている。アメリカ側は、彼等右派諸勢力の「反託運動」が左右の対決に導き、それを反共運動と結び付けることで対ソ関係を悪化させたと言うのである。その点は、ソヴェト側が李承晩と金九両者を「銅板で創り出した反動分子」である、と決め付けて強く批判し、彼等の支援するアメリカ側を非難する所にも現れている。そのためにアメリカ側は、占領初期に自らが後援した彼等を政治舞台から除く代わりに、韓国〔朝鮮〕での自国の占領目標を実現するために適格的で、ソヴェト側も好感を持てるような新たな勢力を登場させる必要に迫られたのである。

アメリカ軍政当局は、上記のようなアメリカ國務省の指示に従って、一九四六年七月にソヴェト側との政治交渉及び「ア・ソ共委」を再開するための「暫定的な方案」としての組織である左右合作委員会——以下、「合作委」と略記する——の構成に着手して行った。⁽⁸⁾「合作委」を率いる指導者としては、韓国〔朝鮮〕の以南における多くの政治指導者の中で、「臨政」の副主席（主席・金九）で、且つ民主議院の副議長（議長・李承晩）でもある金奎植と、「人共」の主席で且つ人民党の党首でもある呂運亨の二人が、アメリカ軍政当局によって選ばれた。更に統合参謀本部（JCS）は、J・ホッジ中將に対して韓国〔朝鮮〕民衆の強力な「意志と熱望」とを総括的に代弁し、

アメリカ・ソヴェト両国側が共に容認することが出来る政党・社会団体のみを「ア・ソ共委」の協議の対象として包含することを指示したのである。

その点と関連して、B・カミングス氏は、特に当時の若いアメリカ陸軍将校であるL・バーチ陸軍中尉の役割を高く評価している。L・バーチ中尉は、韓国「朝鮮」以南における様々な政治勢力の中で、特に右派諸勢力と左派諸勢力との間の絶対的な均衡を取るべきであると主張した。更に彼の構想では、中間左派の呂運亨と中間右派の金奎植との協力関係についての確約を得ることに重点が置かれていた。そして彼自身は、四月中には呂運亨と数次に渡って会合を持っている。彼はその中で、呂運亨が「民戦」及び朝鮮共産党の協力的な関係から離れるよう説得に努めたのである。だが、呂運亨がその要請を拒否すると、L・バーチ中尉は、五月初め頃には「彼〔呂〕」の個人的親友達や「アメリカ軍政当局」政治顧問を使って「呂の人民党からの」脱退工作に臨み、それにL・バーチ自ら積極的に取り組んでいる。すなわち彼は、呂運亨の人民党からの脱退を働き掛け、共産主義者の支配から免れた新たな政治的集団を創り出すこと¹⁰⁾を試みたのである。

J・ホッジ中将も又、韓国「朝鮮」の以南において、呂運亨のように韓国「朝鮮」民衆に幅広く支持され、又一般民衆に対する大きな影響力と、絶大な信頼及び発言権を持っている左派諸指導者を民主議院に引き入れることに努めた。それは、民主議院が長期に渡って模索して来た統一性の確保を期待し、それを望んだためである。だが、民主議院の中で中心的勢力を成していた李承晩・金九等を始めとする右派諸勢力は、彼等右派諸勢力の「反託運動」に対抗して、信託統治の実施を支持している左派諸勢力との同盟を結んで迄、統一性を確保するような意思を全く持っておらず、J・ホッジ中将の思惑とは違って、逆に彼等（アメリカ軍政当局）を厳しく非難したのである。その時点から、J・ホッジ中将と李承晩とは、アメリカの対韓国「朝鮮」占領政策を巡って互いに激しく非難し合う

対立関係になって行つた。そこには、アメリカ軍政当局が右派勢力への支持を撤回し、左派諸勢力の排除と中間勢力への支援を試みる政策に転換したことが示されている。

(2) 第三勢力としての「左右合作委員会」の結成

アメリカ國務省は、第一次「ア・ソ共委」の決裂の直後に、従来の対韓国「朝鮮」政策を転換し、「中間的政策 (a middle of the road party)」の擁立政策を確定した。すなわち「反託運動」の高揚は、アメリカの従来の保守派重視策を穩健派擁立策へと修正させる結果を招いた。それは、アメリカ國務省とJ・ホッジ中将とによる以南政治に對する「直接的な介入」を意味している。二月末にアメリカ國務省は、金九・李承晩等の右派以外の進歩的で且つ改革を實行可能な政治指導者を見付け出し、それを共產主義集団に對抗させる政策を採用した。七月には、全国的なレヴェルの選挙による立法機関設置及び韓国「朝鮮」人の行政参加と言う政策を、それに付け加えた。アメリカ國務省は、それらの政策によつて韓国「朝鮮」の以南における弱体化しつつあるアメリカ軍政当局の立場を強固なものとして築き上げると同時に、ソヴェトに對する交渉能力の増大を意図したのである。¹¹⁾

そこで究明すべき点は、アメリカ及び軍政当局が自ら打ち出している占領目標の中で最も重点を置いた「共產主義勢力に對する牽制」と言う側面と、ソヴェト側との協力を念頭に置いて推進した左右合作とは、いかなる相関関係にあるのか、と言う問題である。その点に関して、当時アメリカ軍政当局の特別経済顧問で農商局の責任者でもあるR・キンニー (R. A. Kinney) の回顧談によれば、「その当時ソヴェト側の政策は、膨張主義の強硬路線で韓国「朝鮮」半島を共產化させるものであった」とし、従つて、「アメリカの政策は何としてもそれを阻止し、韓国「朝

「鮮」半島にソヴェト側の傀儡ではない政府を樹立するものである」としていた。そのために、アメリカ軍政当局は、中間諸派を支持したのであり、その理由は、「万一我々が中間派を除き、李承晩等々の右派勢力を支持すれば、中間派は共産党と協力して大きな「左派」勢力を形成する筈であって、又我々が中間政派を支持しても右派勢力は朝鮮共産党と合作する筈がないと判断したため」¹²⁾である。

そして彼は、「当時アメリカの対韓国「朝鮮」政策は、韓国「朝鮮」の以南・以北を統括する中道的な政府を樹立するものであって、その点で言えばソヴェト側との協議は余り円滑ではなく、結局韓国「朝鮮」の以南のみでも左右合作政府を樹立しようとし、「中間」右派の金圭植、「中間」左派の呂運亨を中心とする左右合作を推めることになったと承知している」と回顧している。上述の回顧談でも明らかのように、そこには、アメリカ軍政当局が、単にソヴェト側との協力関係を模索するための一つの手段としてのみならず、中間派勢力に対する支援及び育成を通して共産主義諸勢力を孤立化させる意図から左右合作を推進していることが示されている。その点から見れば、左右合作運動の推進とは、アメリカ軍政当局の新たな政策、すなわち究極的には「共産主義勢力に対する牽制・抑圧」と言うアメリカ軍政当局の重要な占領目標の枠内で立案されたものと考えられる。

現地の J・ホッジ中將も、韓国「朝鮮」以南の政治諸勢力を結集した立法機関の設置を計画していた。それによつて彼は、アメリカ軍政当局への一般民衆からの支持の拡大と、ソヴェト側に対する交渉能力の拡大を目指したのである。その点について、森山茂徳氏は、J・ホッジ中將の計画の背景を成している要因として、次の二点を取り上げてゐる。それは第一に、「(当時)アメリカ軍政当局の完全なコントロール(支配)下に置かれていたアメリカ軍政当局内における金九の支持勢力が、韓国「朝鮮」人出身の警察を掌握し、アメリカ軍政当局に対抗するために右派勢力が引き起こした一月のクーデターの試みを挫折させることに成功し、今後金九を抑えられると言う展望と

確信を持ち、右派を統制できると言う自信を持っていた点、第二に「反託運動」が盛り上がったとは言え、韓国「朝鮮」の以南特に地方では依然として「革命勢力」が強力であるために、右派勢力の大衆的基盤を形成することが必要であるとJ・ホッジ中将が判断していた点である。

だが右派諸勢力は必ずしも金九を中心には纏まっておらず、そのような政治的な状況下で金九を制圧することが、すなわち右派諸勢力に対する統制が可能となる、と判断できるかどうか疑問である。と言うのも、当時の政治指導者は、金九以外に彼と同様「臨政」の中心人物である李承晩の存在も大きく、金九の一般民衆への影響力と勝る程の影響力を彼も持っていた。従って、専ら金九のみを制圧することによって韓国「朝鮮」の右派諸勢力がJ・ホッジ中将の意図通りに動く程単純なものではなく、事情は更に複雑であった。

J・ホッジ中将は、対韓国「朝鮮」占領政策を巡って従来意見を異にしているアメリカ国務省と類似の政策を実行することによって、アメリカ国務省の立場を彼等の方に引き付けようと考えた。そのようなJ・ホッジ中将の計画の具体化が、前出の二月の民主議院の発足であった。だが民主議院にはJ・ホッジ中将が望んだ「革命勢力」の中の穏健諸勢力の参加が得られず、純然たる「右派諸勢力」の集会と化したために、韓国「朝鮮」の以南におけるあらゆる政治勢力の「連合体」として機能し得なくなった。⁽¹⁴⁾そこでJ・ホッジ中将は、「右派」ではあるものの、当時民主議院には批判的な穏健右派の金奎植と、中間(穏健)左派的な政治的姿勢を採っていた人民党党首である呂運亨とを連合させ、彼等を行政に参加させる計画を実行に移して行った。⁽¹⁵⁾それが、言わば「左右合作工作」・「合作運動」であり、立法機関としての「南朝鮮過渡立法議院」の設立である。そしてその立法議院の選挙が一〇月末に行なわれ、立法議院は一二月一二日に開会された。

第一次「ア・ソ共委」の休会后、モスクワ協定による韓国「朝鮮」臨時政府の樹立の展望は、非常に予測し難い

ものとなった。右派諸勢力を代表する三人の指導者（金九・李承晩・金奎植）の内李承晩は、韓国「朝鮮」以南の単独政府樹立運動に専念し、金九は「臨政」の法的正統性を全面的に主張して「信託統治反対・自主的独立」の方向へと進んで行った。金奎植は、アメリカ軍政当局の主導下で呂運亨と手を組んで左右合作を推進し、「ア・ソ共委」の再開によってモスクワ協定による統一臨時政府樹立を目標とする左右合作運動を展開した。左派諸勢力は、右派諸勢力の熾烈な「反託運動」にも拘わらず、「三相決定（モスクワ協定）総体支持」と言うスローガンを掲げて、「ア・ソ共委」の再開のための賛託運動を展開した。五月一二日に独立促成国民会は、ソウル運動場で市民等約二〇万名の参加の下で「独立戦取国民大会」を開いた後、「三千万民衆の名で外的には四隣諸邦の熟考を求め、内的には血族同気の決起を促する」云々とする「宣言」を採択している。

その国民大会の席上で民主議院の金奎植は、「その政府樹立問題に関しては、二・三週間延長して様子を伺って見ることを提案した。次いで「ソヴェトが韓国「朝鮮」問題の解決に誠意を示し、『ア・ソ共委』が再開されたとすれば、その結果を待つて見るが、さもなければ、我々の力で政府の樹立をすべき」ことを主張した。又「その政府は、例え済州道に樹立されても、それは、韓国「朝鮮」政府である」、とする内容の演説を行なった。その演説では単独政府か、統一政府かは全く言及されずに終わっている。従って、その演説が以南における「単独政府の樹立」を力説したものと一般民衆に受け止められると、一六日には彼はそれを全面的に否認し、呂運亨と共に左右合作へ向け尽力して行った。その一方で単独政府の樹立の動きは、右派の中心人物李承晩によって推進された。尚大会が終了した後興奮した民衆が示威運動を行なってソウル市内の左翼機関を襲撃して破壊行動を行なったことで、国民大会主催の責任者である呉夏英等八名が検挙される事態となった。

一九四六年五月初めに、第一次「ア・ソ共委」が無期限の休会に入り、アメリカとソヴェトの両国間の協調体制

による統一民主政府の樹立が難関に直面すると、韓国「朝鮮」における「南・北分断」は既成事実化されて行った。そのような韓国「朝鮮」民族の「民族的な分裂」の危機を打開するために、左右両派勢力の統合による「連合統一政府」の樹立を構想する左右合作派は、アメリカ側の画策した「左右合作運動」を積極的に進めた。「臨政」の指導者で且つ中間右派指導者の金奎植と中間左派指導者の呂運亨は何回かの会合の末、一〇月七日に「合作委」を設立し、「合作委」は、金奎植及び呂運亨の両者を共同議長に推戴した。両者はその直後声明書を発表し、モスクワ協定に従って民主的な過渡政府を樹立し、全国レヴェルにおける左右両派諸勢力の統合によって、韓国「朝鮮」の独立を確保すると宣言した⁴⁷⁾。その声明は、L・バーチ中尉及びJ・ホッジ中将の意図〔構想〕と噛み合っていたので、J・ホッジ中将からの強力な支持を可能としたのである。

韓国「朝鮮」以南における穏健派の左右合作運動は、左派の独立国家建設運動と、右派の「臨政」推戴運動との両者間対立を取り止め、「ア・ソ共委」が成功に至るよう韓国「朝鮮」民族自らの合意を創り出す所にその目的を置いた。だが、第一次「ア・ソ共委」は結局失敗に帰し、アメリカ軍政当局による左派諸勢力に対する弾圧が、益々その厳しさを増して行くにつれ、韓国「朝鮮」の以北では社会主義化が進展し、朝鮮共産党を始めとする左派諸勢力の反アメリカ及び左傾路線への転換に従って、左右合作運動は難関に直面した。結論を先に言えば、呂運亨と金奎植とを中心とする合作運動は、その主張の持つ合理性——親日派の処罰(追放)、主要産業の国有化、土地改革、社会保障制度等々——にも拘わらず、その急造性とアメリカ側の直接的な介入のために、韓国「朝鮮」民衆の全面的な支持が得られず、又アメリカ軍政当局の共産主義諸勢力を阻止するための、言わば「暫定策」の一環としての構想であったため持続性が欠如し、結局は破綻に至ったのである。

アメリカ軍政当局による金奎植・呂運亨両者を中心とする左右合作の試みが何時から又どのような形で始まった

のかは定かでないが、五月二五日には呂運亨が前出の「民戦」を代表し、中間右派の金奎植と当時彼の補佐役で英語に堪能な黄鎮南、右派の韓民党総務の元世勲等々が民主議院を代表する形で、左右合作に関する最初の会合を行っている。そして六月一四日と二六日には、L・バーチ中尉と呂運亨、金奎植等の左右両代表が予備会談を開いた。その結果、七月二七日に「民戦」は「左右合作五原則」なるものを、次のような内容で発表した。

「①韓国「朝鮮」の独立を保障する三相会議の決定を全面的に支持することによって、「ア・ソ共委」の再開促進運動を展開し、南北統一の民主主義臨時政府樹立に尽力し、以北の民主主義民族戦線と直接会談し、全国的な行動統一を期すること、②土地改革（無償没収・無償分配）、重要産業の国有化、民主主義的労働法令の実行、政治的自由の保障等を始めとする民主主義的諸課題を完結すること、③親日派・民族反逆者を完全に排除し、テロを消滅させ、検挙・投獄された民主主義愛国志士の即時釈放を実現して民主主義的政治活動を展開すること、④韓国「朝鮮」の以南においても政権をアメリカ軍政当局から民衆の自主的な機関である人民委員会に即時委譲すること、⑤アメリカ軍政当局顧問機関及び立法機関の創設に反対すること。¹⁸⁾」

次いで、二九日には、中間右派勢力の中心人物である金奎植を始めとする民主議院側が「左右合作八原則」なるものを、以下のような内容で発表している。

「①韓国「朝鮮」の以南・以北を通じ、左右合作によって民主主義的臨時政府の樹立に努力すること、②「ア・ソ共委」再開を要請する共同声明を発表すること、③謂わゆる信託統治問題は臨時政府樹立後、同政府が「ア・ソ共委」と共に自主独立精神に基づいて解決すること、④臨時政府樹立後、六ヶ月以内に普通選挙による全国国民代表会議を招集すること、⑤同会議の成立後、三ヶ月以内に正式の政府を樹立すること、⑥普通選挙を完全に実施するため、全国的に言論・集会・結社・出版・交通・投票等の自由を保障すること、⑦政治・経済・教育の全ての

制度・法令は、均等社会の建設を目標とし、国会議にて決定すること、⑧親日派、民族反逆者を処罰する問題は、韓国「朝鮮」における臨時政府樹立後に、即時特別法廷を構成して処理すること。¹⁹⁾」

上記のような二つの原則の中で、前者は、モスクワ協定に沿って、左右の合作を推し進めようとするのに対して、後者は、そのモスクワ協定については全く触れておらず、アメリカ側の民主主義や「アメリカ的な諸自由」を保障することのみを強調している点が特徴的である。その点から見れば、後者はアメリカ側の主張を最も充実に反映していると考えられる。すなわち民主議院の創設それ自体が、アメリカ軍政当局の思惑——すなわち、後に成立する釜の韓国「朝鮮」における臨時政府の母胎にする組織——によって成り立ち、その構成員の一部には「親日派」と言われる人物も多数含まれている。そのためにアメリカ軍政当局に友好的な点は、否めない事実である。特に⑧項の場合、彼等と親日派との思惑は完全に一致していた。従って、左右両側の内のある片一方が譲歩や協力を拒むと、その進展は直ちに困難に陥る危険性を秘めているのである。

左右両側が提案した前述の合作原則の中で、特に重要な相違点は、信託統治問題と土地及び重要産業の処理等経済問題、「親日派及び民族反逆者」に対する処罰(「追放」)問題である。そのような問題は、両派の対立し左右の対立、更に左右両派の内部分裂を生み、合作運動の前にその進展を阻む大きな障害物となつて行つた。左右両側の合作原則における相違のみが確認された後、それ以上会談が進展されずにいる間に、共産党・人民党・新民党の三党合同の発表、共産党幹部に対する逮捕令、大邱での大規模の暴動等が連続して起きると、左右合作運動は一時停滞状態に陥つた。上述のように、「民戦」と民主議院側から各々の左右合作原則が提起された際、左右両派諸勢力の内部には新たな課題が生じた。それは、左派諸政党の合同問題を巡る意見の対立である。その中でも特に重要な対立は、共産党の朴憲水の立場——左派諸勢力の戦線統一が第一義的な課題——と、呂運亨の立場——左右両派の合

作が第一義的な課題——との対立、以南における左派の主導権争いである。

そのような事態は、「解放政局」を巡る呂運亨と朴憲永との主導権争いから始まったものであつて、その両者の葛藤が左派陣営の三党統合問題で具体化された。左右合作が共產主義勢力を孤立させる意図で推進されたと考えた朴憲永は、呂運亨の主導する合作運動を牽制する必要がある。その当時、以北で共産党と新民党が合同して北朝鮮労働党が創設されると、朴憲永は以南の左派政党である共産党と人民党、そして新民党も合同すべきであると主張した。そのように、朴憲永が三党の統合問題を正式に取り上げたのは、その機会を利用して左右合作運動の推進を契機に弱化された自分の影響力を回復し、左派陣営内の確実な指導権を掌握することを企てたためである。だが、三党統合問題で左派陣営は完全に分裂の道を辿ることとなる。

朴憲永は、人民党内の分党派と新民党、そして共産党を合同させ、南朝鮮労働党を創党した。呂運亨は、自分の支持勢力を糾合して社会労働党を創党した。それによって、左派諸勢力間の分裂は決定的なものとなり、その後直ちに新たな再編を迫られたのである。左派諸勢力の間の分裂は、左右合作の性格を変化させる重要な契機となる。朴憲永を中心とする極左勢力は左派諸勢力の分裂以後、左右合作会議に自派の代表を派遣せず、左右合作それ自体をも打ち砕くことを企てる。それは、アメリカ軍政当局が最初意図した極左・極右両勢力の排除と言う思惑の通り、穏健諸勢力の連合を目指すことによって、左右合作に沿う形で、穏健な左右諸勢力のみの合作＝穏健勢力の連合路線にその性格が変わったことを意味している。

上記のように、左派諸勢力が分裂する政治的な状況の中で、呂運亨は左右合作の路線を固持し、金奎植と共に前述の左右両側の左右合作のための原則の草案を検討した結果、一〇月四日には「左右合作七原則」と言う左右両側の草案から成る折衷案を創出して、次のような方針を発表している。

「①韓国「朝鮮」の民主独立を保障したモスクワ協定に従って、韓国「朝鮮」の以南・以北両域を通じて左右合作による民主主義的臨時政府を樹立すること、②『ア・ソ共委』の再開要請の共同声明を発表すること、③土地改革に関しては没収或いは条件付き没収、通減償売等によって得られた土地を農民に無償分配すること、④当「合作委」が親日派・民族反逆者に対する処理方案を新たに設立される立法機関に提案してこれを審議・実施させること、⑤アメリカ軍政当局によって逮捕された韓国「朝鮮」の政治指導者を釈放し、韓国「朝鮮」の以南・以北両域でのテロ行為を中止させること、⑥『合作委』が将来の立法機関の機能を略述した計画を基礎すること、⑦韓国「朝鮮」全地域に渡って言論・出版・集会・結社・交通・投票等の自由を保障すること。」

上記の「左右合作七原則」は、以下のような幾つかの諸特徴を持っている点で、特に注目し値する。それは、第一に信託問題は、三相会議の決定にモスクワ協定に従い、以南・以北を通じて左右合作運動によって臨時政府を樹立することとし、直接議論をせずに進める方向で処理し、重要産業は国有化するとしている点である。第二に土地改革においては、「通減償」という方法を通じて地主の利益を或る程度迄保障する一方、農民への土地分配は、「無償没収・無償分配」の原則を示している点である。第三に親日派・民族反逆者に対する処罰(「追放」)問題は立法機構を通じて処理することを提案している点である。そこには、左派の原則①②③を、右派が取り入れたことが示されている。特に今迄左右両派の間で争点となっていた二つの問題、例えば土地問題については、左右両側が互いの立場を折衷したような内容となっている。今一つの重要な問題である信託統治については互いに納得できるような文言を作成し、その線で解決策を探ろうとする姿勢を示している。

上述のような左右合作のための諸原則を巡って、右派諸勢力の中でも金九と韓独党は賛成を表明し、李承晩は「合作条件の中には民主主義政策と矛盾される諸条件が存在しているので、不十分と考える。」(中略)「託治(信託統治)」

と土地に関する問題は、必ず臨時政府樹立後に議論される筈なので、我が民族の公願通りに処理されることを待つ」とし、上記の諸原則については一応条件付きで賛成を表明した。だが、地主層が多く参加している右派の韓民党は、土地改革に関する原則については、「国家の財政的破綻を招き、結局農民に重課税を課せられる結果となる」ことを理由としてそれに反対した。同政党は、「農民の土地所有権を否定するのは私有財産を否定する結果となる」とする論理で「無償没収・無償分配」を拒否し、「有償没収・有償分配」による私有財産の保護を主張した。その上韓民党勢力が、左右合作運動それ自体を完全に無視する姿勢を取ると、元世勲・金柄魯・金若水等の進歩的黨員は、それに抗議する形で韓民党を離れて行った。

一方、朝鮮共産党の朴憲永は、「反動か進歩か、独立か隷属か、とする厳肅な問題は、中間路線の存在を許容しない」とし、①モスクワ協定を、総体的に支持するものでないと言う点、②土地改革における有償倍賞は地主の利益に繋がるため「人民経済」を犠牲にすると言う点、③政権を人民委員会に譲る条項がないと言う点、④立法機構の決定がアメリカ軍政当局の拒否権に優越しない、と言う点等を挙げ、左右合作の動きに強く反対した。又彼は、左右合作に参加した呂運亨を批判すると同時に、ソヴェトの支持により以南にも労働党を創り出す必要から、前述のように左派諸勢力の集結を推進し、人民党を朝鮮共産党との合同賛成派と反対派との分裂に追い込んで行った。呂・金両者の努力にも拘わらず、左右両派から批判されている中で「合作委」の諸原則は次第に実現が不可能なものとなるにつれ、左右の対立が度を増し、「合作委」の立場は益々困難となつて行った。

他方、左右合作・工作運動の結果、その安定性及び持続性は共に欠いているものの、韓国「朝鮮」の以南における李承晩・金九等を中心とする極右諸勢力と朝鮮共産党勢力を中心とする極左諸勢力の両極端勢力を除く、言わば「第三の政治勢力」が形成され、彼等を中心とする立法議院への参加が実現した。又左派諸勢力間の支持基盤の確

保を巡る熾烈な左派内の対立関係は、アメリカ軍政当局が主導・支援した左右合作工作・合作運動に直接的且つ主要な原因がある訳ではないものの、韓国「朝鮮」国内の中央政治レヴェルにおける左派諸勢力の対立関係・分裂状況を顕在化させる結果を招いた。アメリカ軍政当局が、韓民党以外の支持勢力(穏健派諸勢力)を確保できた点で言えば、アメリカ軍政当局による右派諸勢力以外の支持諸勢力(穏健勢力)の確保・擁立の政策は、一応成果を得ていると思われる。だが、その成果を生かせず、寧ろそれによって韓国「朝鮮」民族の「民族解放」直後の、言わば「解放政局」における分裂的な政治状況を招き、右派の彼等への不信任を募らせており、その結果アメリカ側への支持が薄れて行った点は、同画策の失策を物語っている。

アメリカ軍政当局は、「合作委」が、一九四六年に行なわれた立法議員の選挙(後述)で敗北したことによって、政治的に非常に困難な状況に置かれた。更に「合作委」は、信託統治への賛成(支持)を表明し、アメリカ・ソヴェト両国の協力を公言していたので、一九四七年の「ア・ソ共委」の再開と、その結果とに同組織の命運が掛かっていたと言える。従って、第二次「ア・ソ共委」が開催されると、左右合作運動は統一民主政府を望む民衆的な支持を獲得する迄に至った。第二次「ア・ソ共委」が前回(第一次)と同様、協議対象の資格問題を巡って決裂すると、アメリカ側の政策も、既に三月の時点で対ソヴェト強硬策に転じていたので、以南単独政府論に傾いて行った。従って、第二次「ア・ソ共委」が何の結論にも到達できず失敗に終わると、アメリカ・ソヴェトの両国間の協力に或る程度望みを持っていた左右合作運動は、結局失敗に帰して行ったのである。

(3) アメリカ軍政当局への支持強化策と「立法議院」

アメリカ軍政当局は、韓国「朝鮮」民衆の支持を獲得・強化するために、二つの措置を取り、「合作委」の穩健派諸勢力を基盤としてアメリカ軍政の支配体制に大きな政策的転換を齎らした。A・ラーチ軍政長官は、一種の「立法機関」の設置をJ・ホッジ中将に建議し、彼の同意を得て立法議院を開設した。又アメリカ軍政当局の韓国「朝鮮」人官吏〔官僚〕に一部権限を「移譲」し、アメリカ〔軍〕人官僚は行政業務の一線から退き、専ら顧問官の役割のみを担う政策へと転換した。一九四七年二月一〇日には韓国「朝鮮」人の行政業務への参加の一環として民政長官への安在鴻の就任も実現した。更に立法議院の定員を九〇名とし、その内の四五名は一般民衆による直接選挙で選出し、他の四五名はアメリカ軍政長官が直接任命するとした。J・ホッジ中将は、立法議院が韓国「朝鮮」人に立法業務を取り扱う実務経験をする機会を提供し、更にアメリカ軍政当局に韓国「朝鮮」人の世論伝達役の遂行をその目的としていた。²⁴⁾だが権限委譲は下位分野に限られ、重要な決定権は依然として顧問が握っていた点から見れば、形式的な委譲に終わっていたのである。

一七日から二二日迄に、韓国「朝鮮」の以南では、左派諸政党及び社会諸団体と李承晩を中心とする一部の右派勢力が反対する立法議員を選出するための選挙が、韓国「朝鮮」の建国以来初めて実施された。その選挙では、以南における幾つかの政党及び社会諸集団が参加し、彼等は全国各地で候補者を立てていた。当時慶南地域の内務局長であったC・バーガストーム(C. V. Bergstrom)は、「あらゆる左派諸勢力が監獄か、或いは山の中に入っているので、右派諸勢力の選挙掌握は今が最も適当な時期である」と語った。²⁵⁾そのように、同選挙は、左派諸勢力の参加が非常に困難な状況の中で行なわれた。更に投票の多くは家長、又は班長及び里長が代行した。アメリカ軍政当

局は、選挙方法については伝統的な東洋の慣習に従って行なつたと弁解した。だがアメリカ側は、その慣習を正し、民主的な手続きに代えることが出来るにも拘わらず、アメリカ軍政当局に対する支持諸勢力が当選することを望み、その画策の一環として行なつたことは明らかである。

当時法律の整備等は進んでおらず、その結果納税者のみに選挙権を与えていた日本帝国主義の植民地時代の法律に従って行なわれた。同選挙での納税者の殆どは右派諸勢力特に彼等と協力していた韓国内の土地所有者・地主に集結していた。従って、同選挙は彼等に非常に有利に働く傾向を有していた。²⁶⁾ 政党の看板が余り役に立たない地域においては、韓民党所属の多くの立候補者達が無所属で出馬したので、選挙結果の予想は非常に困難であった。その選挙の結果、一般民衆によって直接選出された四五名中の一五名は、極右派の韓民党の候補者と推定された。李承晩の率いる「独促会」が一四名、金九の韓国独立党が二名——韓民党と金九は共に「独促会」に入っていたが、それに係わらず、全ての地域で独自の候補を立てている——を占め、残りの枠は無所属の一四名となった。その無所属の内一二名は、右派の路線に同調的な人物であった、と言われている。²⁷⁾

上記の立法議員選挙においては、右派諸勢力が圧倒的な勝利を収めている。従って、立法議院による改革と言うアメリカ軍政当局の意図・思惑は、右派諸勢力の強力な反対に逢つて挫折して行つた。すなわち、J・ホッジ中将の期待とは裏腹に、特に右派諸勢力が圧倒的な当選を果たし、立法議院を掌握したのであり、彼等は、直接選出の枠の四五の議席中の三一議席を獲得し、幾人かの無所属の支持をも確保したのである。アメリカ軍政当局が後援した「合作委」は、多くの立候補者を立てていたものの、一人も当選を果たせなかつた。「合作委」は、後の六つの地域で行なわれた再選挙でも、数多くの立候補者を立ててはいたものの、「独促会」の副議長で且つ「合作委」委員長でもある金奎植が二次投票で当選したのみであった。²⁸⁾ 金奎植と他の多くの批判者は、立法議院選挙の公平性に

疑問を提起した多くの人々が扇動の容疑で監獄に入られており、「一部の地域では選挙人として選ばれた人も全く通知を受けられずにいた」⁽²⁹⁾とし、同選挙に対する無効化を強力に主張した。

特に「合作委」の共同議長である金奎植は、「独促会」の推薦で出馬し、当選を果たした徐相俊なる者は、日本の帝国主義の植民地支配時代において「多くの愛国者（すなわち、抗日独立運動家）を投獄させた日本の植民地時代の非道な警察官出身（親日派・民族反逆者）である」と名指して強く非難した。更にアメリカ軍政当局に対して、立法議院を選出するための選挙の全プロセスの無効宣言を行なうことを強力に要求した。金奎植の抗議の矛先が徐の推薦者ではなく、専らアメリカ軍政当局に向けられている点は、同選挙がアメリカ側の画策の下で行なわれたことを物語っている。そしてその選挙については、「ア・ソ共委」のアメリカ側の顧問団でさえもJ・ホッジ中将に対して「同立法議院が誕生すれば、純粹な右派諸勢力のみで構成され、民主議院の再版となる筈である」と懸念し、その事態を憂慮した程である。更に四日には、金奎植は立法議院の民選議員の全部或いは部分的な選挙の無効化を宣言することを、公けにJ・ホッジ中将に強力に提案している。

そして、左派諸勢力を除くあらゆる諸政党及び社会諸団体は、共同声明文を発表し、アメリカ軍政当局に対して混乱な政治状況の下で、一部の特権層のみの支持を得て行なわれる選挙は、韓国「朝鮮」民族の民族的な自主性を否認し、神聖な民主主義を踏み躪る行為であると抗議した。その声明文では、その選挙は今後「韓国「朝鮮」で」行なわれる様々な諸選挙にも悪影響を及ぼし、「悪い選挙の標本」となる筈であると指摘されていた。「合作委」も又、①韓国「朝鮮」の全国各地の立法議院選挙の状況報告会を持ち、投票者の約半数が棄権した点、②一般民衆が極めて無関心であった点、③大部分の左派諸勢力が同選挙を拒否した点、④同選挙に不法行為が少なからずあった点、等を指摘し、再選挙の必要性があることを強く要求した。J・ホッジ中将は、そのような世論に押される形で、

六人の選挙不正を取り上げ、彼等の当選無効を宣言し、再選挙を決定せざるを得なくなる。そしてアメリカ軍政長官の任命枠としての四五議席の内、一八議席を「合作委」推薦の候補者から任命した。だが、その後に行なわれた再選挙の際も右派勢力は勝利を収めて行ったのである。

そのような選挙のプロセスを通しての立法議院の創設は、当時大多数の韓国「朝鮮」民衆にとって、それが、韓国「朝鮮」の以南における「単独政府」を樹立する方向へ向けて進展するものとして、受け止められた。朝鮮共産党を始めとする左派諸勢力は、それを理由に立法議院選挙を公然と非難した。すなわち、左派諸勢力はJ・ホッジ中将が、韓国「朝鮮」半島における「南・北分断」の固定化を画策してその目的を成し遂げるために、彼等(左派諸勢力)の政治活動への制限措置を取り始めていると非難した。事実アメリカ軍政当局による共産党を始めとする左派諸勢力に対する「公然たる弾圧」は、それに対抗する左派諸勢力の過激化への途を歩ませると共に、左派勢力(特に朝鮮共産党)によって「新戦術」を採らせ、アメリカとの全面的対決を招く点で、その後アメリカの韓国「朝鮮」占領政策における一つの重要な転換点となったのである。

アメリカ軍政当局による、朝鮮共産党を始めとする左派諸勢力に対する大々的な弾圧攻勢に対抗して、左派諸勢力も六月末には、従来のアメリカ占領軍を「解放軍」としていた規定を撤回し、「正当防衛のための逆攻勢」をスローガンとする「七月新戦術」を採用して、反アメリカ軍政闘争を展開して行った。そのような反アメリカ闘争は、実質的に朝鮮共産党の影響下に置かれている言論諸機関による反アメリカ軍政キャンペーンから開始され、それが「九月総罷業」へと発展して行った。⁸³⁾ 九月六日には、アメリカ軍政当局が、左派系の新聞三誌に対して停刊処分の命令を下し、翌七日には朝鮮共産党の最高指導者である朴憲永が全国に指名手配された。それに対抗して、左派諸勢力も大同団結を図ると共に「南朝鮮総罷業闘争委員会」を組織して(九月総)罷業を主導し、又一〇月には「民

衆抗争」が発生して各地に波及して行き、結局武装闘争に発展して行った。左派諸勢力によるそのような過激な武装闘争は、アメリカ側に対して左派諸勢力を弾圧する絶好の口実を提供し、それは結局の所、左派諸勢力自らの弱体化を招き、更なる深刻な打撃を与えたのである。

一方、李承晩及び右派諸勢力は、J・ホッジ中将が立法議員（アメリカ軍政長官の任命する枠）に「合作委」が推薦する中間的且つ穩健な諸勢力（人物）を大挙任命したことに驚きを隠せなかった。特に李承晩は、「J・ホッジ中将が、私の権力の掌握を許容しようとしないと言う「不純な」意図を持っている」と強力に非難した。それに加えて、彼（李承晩）は、今後アメリカ軍政当局の対韓国「朝鮮」に関する諸政策を公開的に反対して行くことを明言したのである。J・ホッジ中将も、李承晩の上記のような非難に承えて、「李承晩側からいかなる」非難・脅威を受けたとしても、アメリカ側が決定した政策を変更することは不可能であると反駁した。付け加えて彼は、李承晩がアメリカ軍政当局に協力しなければ、必ず「破滅するであろう」と警告した。その時点から、彼等二人の関係は協力関係でなく、互いに非難し合う敵対関係になって行ったのである。

他方、李承晩は、一九四六年半ば以降、韓国「朝鮮」以南における単独政府の樹立に向けてあらゆる努力を傾けていた。それは、六月三日の全羅北道の井邑における演説での、「以南単独政府樹立」の意思表明に示されている。更に彼は、J・ホッジ中将による穩健派勢力（中間勢力）の育成政策に不満を抱き、J・ホッジ中将と不和関係になると、彼との提携を断念すると共に、直接アメリカに渡って彼自身の韓国「朝鮮」の独立方案——すなわち、以南単独政府樹立論——をアメリカ国務省と国際世論に訴えようとした。従って、李承晩は、当時アメリカでの国連総会への民主議院の代表として任永信、林柄稷等々を任命・派遣して、三相会議の決定・モスクワ協定を破棄し、韓国「朝鮮」問題を国際連合に上程するよう画策する一方で、彼自身のアメリカ訪問を急いだのである。李承晩は

アメリカ政府に彼自身の立場を直接説明するため、一二月四日に自らアメリカに渡っている。

彼はアメリカ訪問の目的を①緊急な韓国「朝鮮」問題を国連で討議するよう進めること、②アメリカ側に対して、韓国「朝鮮」政府を樹立・承認するよう援助要請すること、の二点とした。彼は、一九四七年四月に帰国する迄、アメリカ議会と言論界とを相手に、精力的に以南単独政府樹立の持論を力説すると同時に、アメリカ國務省やJ・ホッジ中将を批判し、彼自身こそ後のアメリカの政策転換を斉らした、と宣伝した。要するに李承晩は、アメリカ政府内に存在する対韓国「朝鮮」政策を巡る見解の相違を巧みに操作し、それによって自ら国家権力を掌握しようとしたのである。韓民党も官僚機構を最大限に用い、選挙においての有利な結果を得るために努めた。更に重要な点はアメリカ軍政当局の韓国「朝鮮」人への行政参加拡大との方針が、過去行政経験のある同党の人材を必要とし、彼等の思惑と合致して彼等右派勢力を補強するための格好の機会となったことである。³⁷⁾

そして李承晩は、韓国「朝鮮」の以南・以北両域が統一され、韓国「朝鮮」での総選挙の実施が可能になる迄には、以南のみの暫定政府を樹立することを提案した。更にその問題については、アメリカ・ソヴェト両国間の直接交渉で取り扱うのではなく、国連が承認しなければならず、その暫定的統一政府についてはアメリカ・ソヴェト両国と交渉する権利を与えなければならぬと主張した。³⁸⁾そのような李承晩の提案は、以南のみの単独政府の樹立を意味している。李承晩が何時頃から以南における単独政府を樹立する意思を持ち始めていたのかは明確ではないが、大沼久夫氏は、一二月四日から翌一九四七年四月二一日迄のアメリカ訪問がアメリカ側との最終的な打ち合わせの旅であったと指摘している。李承晩のそのような主張に対して、J・ホッジ中将は、「或る分子が韓国「朝鮮」民衆を欺瞞しようとする悪意から恰もアメリカ政府及びアメリカ軍政当局が、以南に単独政府を樹立する計画を積極的に推進しているかのように〔捏造された情報を〕創り出している」と強く非難した。³⁹⁾

そしてJ・ホッジ中将は、信託統治案のみが韓国「朝鮮」の統一を成り立たせる唯一の実現可能な方法であると見なし、「誰一人もモスクワ協定の一句節も変更することは、不可能である」⁽⁴⁾、とする声明を出した。だが、同声明が発表されると、信託統治に対する韓国「朝鮮」民衆の、特に反対勢力の怒りは最頂点に達した。更に金奎植を議長とする立法議院が開設されたが、三八人の右派議員は、アメリカ軍政長官の任命する枠（四五席）の中に「合作委」の指名する人物が多く含まれていることを理由に、立法議院への参加を拒否した。そして韓国「朝鮮」民衆による信託統治への反対デモが行なわれて行った。J・ホッジ中将は、一九四七年一月に何回かの強硬な警告声明を發表したにも拘わらず、一五日には彼の対韓国「朝鮮」政策と信託統治政策を非難する決議が立法議院で通過されることとなった。そのように「解放政局」が悪化すると、それを利用する形で「臨政」は自らを法的に正統性を有する合法政府であると宣言した。そしてアメリカ軍政当局に対抗して独自の力を發揮する形で、李承晩と金九とを各々正・副大統領とする一四人の臨時政府閣僚が立法議院によって任命される事態となるのである。

注

- (1) 日本外務省、「戦後における朝鮮の政治情勢」（一九四八年）一四頁。信託統治を巡る左右両派の両極化についての詳細は、森山茂徳、「米軍政下南朝鮮の政軍関係」日本政治学会編、「近代化過程における政軍関係」（岩波書店 一九八九年）八六―八八頁参照。
- (2) 大沼久夫、前掲論文 一一〇頁。
- (3) 同上論文 一二〇頁参照。
- (4) 同上論文 一二〇頁。

- (5) HUSAFIK, Vol.2, Ch.2, pp.91-92, Ch.4, p.147. FRUS, (1946), 9, pp.654-656.
 - (6) G. M. McCune, *Korea's Postwar Political Problems. Secretariat Paper No.2* (New York: Institute of Pacific Relations, 1947), p.14.
 - (7) "Memorandum by the Assistant Secretary of State for Occupied Areas (Hilldring) to the Operations Division, War Department," 6, June 1946, FRUS, (1946), Vol.VIII, pp.698-699.
 - (8) *United States Army Military Government in Korea* (以下「USAMGIK」略記す), *Summation No.13* (October, 1946), p.16.
 - (9) B. Cummings, *The Origins of the Korean War*, Vol.1, p.253.
 - (10) B. Cummings, *Ibid.*, p.255.
 - (11) "Political Policy for Korea, and Message to MacArthur," FRUS, (1946), Vol.VIII, pp.693-699, 森山茂徳「前掲論文」 八七頁。
 - (12) 『東亜日報』「南北ノ対話」一九七二年四月六日付を参照。
 - (13) 森山茂徳「前掲論文」 八八頁。
 - (14) "Transcript of Orientation for Under Secretary of the Army General Draper and his Party by General J. R. Hodge," Seoul, September 23, 1947, p.14, Record Group 338, Unit 11071: USAFIK File, box 1.
 - (15) 森山茂徳「前掲論文」 八八頁。
 - (16) 『朝鮮人民報』一九四七年を参照
 - (17) USAMGIK, SCAP *Summation*, October, 1946, pp.16-18.
 - (18) FRUS, (1946), Vol.VIII, p.723.
 - (19) 『東亜日報』一九四六年七月三十一日付を参照。
 - (20) 朝鮮日報 一九四六年八月六日付参照。
- その詳細は、「拙稿」左派弾圧政策(3)「二七一〜二七八頁参照。

- (22) FRUS, (1946), Vol. VIII, p.762. 左派の指導者の朴憲永は二〇月二四日に、この原則に対して激的な批判を加えている。その論旨は、次のように要約できる。①左右合作は、左右の対立及び反動と進歩の闘争の激化、と言う状況下での日和見主義分子の妥協の途である。②左右合作運動は、第二インターナショナルの韓国「朝鮮」版である。③左右合作は、アメリカ軍政当局の帝国主義的植民地政策を弁護するものである。④政権は、アメリカ軍政当局から人民委員会へと引き渡されるべきである。See, *Korea Independence, op. cit.*, p.762.
- (23) 『東亜日報』 一九四六年九月七日付を参照。
- (24) 尹 景徹、同上書 六三〜六四頁。
- (25) M. G. Gyan, *op. cit.*, p.68.
- (26) E. G. Meade, *op. cit.*, p.187.
- (27) G. M. McCune, *op. cit.*, pp.78-79.
- (28) USAMGIK, *Summation No. 15* (December, 1946), p.13.
- (29) B. Cummings, *The Origins of the Korean War, Vol. I*, p.261.
- (30) B. Cummings, *Ibid.*, p.261.
- (31) 徐 仲錫、『韓国現代民族運動研究——解放後民族国家建設運動と統一戦線——』（ソウル：図書出版歴史批評社 一九九一年）五〇四頁。
- (32) Soon-Sung Cho, *op. cit.*, p.132.
- (33) 森山茂徳、前掲論文 八七頁。…拙稿「左派政策（3）完」二六三—二七八頁参照。
- (34) Soon-Sung Cho, *op. cit.*, p.134.
- (35) R. T. Oliver, *Syngman Rhee : The Man behind The Myth* (New York : Dodd, Mead and Co., 1954), pp.220-229.

- (36) 森山茂徳、前掲論文 八七頁。
(37) 同上論文 八七頁。
(38) R. T. Oliver, *op.cit.*, p.232.
(39) 大沼久夫、前掲論文 一一六―一一七頁。
(40) USAMGIK, *Summation, No.16* (January, 1947), p.12.
(41) USAMGIK, *Summation, No.18* (March, 1947), p.16.

4 第二次「ア・ソ共委」の再開とアメリカの韓国「朝鮮」政策

(1) 第二次「ア・ソ共委」の再開のための前提事項

上述のように第一次「ア・ソ共委」が決裂すると、アメリカ側は、新たな対韓国「朝鮮」政策を模索し始める。すなわちアメリカは、モスクワ協定の範囲内で韓国「朝鮮」における自国の占領目標を成し遂げることを望んでいたために、先ず今困難に陥っている第二次「ア・ソ共委」を早期に開く必要性に迫られたのであり、そのために韓国「朝鮮」の以南における独自の行動「政策」を構築することを必要としていた。そのような状況下でアメリカ国務省は、J・ホッジ中将宛てに前述(二月文書)の電文を送っている。そこには、第一次「ア・ソ共委」に対する失敗の原因分析と共に、今後のアメリカの対韓国「朝鮮」占領政策がいかに変化して行くのか、が示唆されていた。

以下では、上述のような政治状況を念頭に置き、第二次「ア・ソ共委」におけるアメリカ・ソヴェト両国の対抗・対立関係とそれによる「南・北分断」の既成事実化への進展過程を見て行こう。

J・ホッジ中将は、第一次「ア・ソ共委」休会の直後の四六年五月七日と六月一五日にI・チスティアコフ(Christakov) 將軍に書簡を送り、ソヴェトが韓国「朝鮮」の政党に対する言論の自由を保障すれば、第二次「ア・ソ共委」再開の用意がある旨を伝え、韓国「朝鮮」統一のために、両国軍司令官間の交渉再開を模索した。彼は八月一二日にもモスクワ協定に基づく「ア・ソ共委」の再開を促す書簡を送り、「ア・ソ共委」再開の前に諸問題解決のために、ソヴェト側に採って便利な時間と場所での会談を要請した⁽¹⁾。彼等は八月二六日迄に何の反応も示さずにいたが、一〇月二六日にモスクワ協定の実践のためにそれへの参加を希望すると回答した。更にソヴェト側は彼等の代表のソウルへの派遣準備を整えているが、その条件としてアメリカ側が「ア・ソ共委」においてモスクワ協定の徹底的な履行を約束することと、同協定を条件なく支持する政党・社会団体のみを協議対象にすることを要求し、前会談の決裂における全責任はアメリカ側にあると非難した⁽²⁾。

J・ホッジ中将は、ソヴェト側の上記のような条件付きの提案に対し、一月一日付の回答においてそのような条件は、モスクワ協定それ自体にも明確化されておらず、全世界でも一般的に認められる「民主主義的」と言う言葉の定義にも矛盾するものである、と主張した。又それを理由に、韓国「朝鮮」民衆を代表する人々を強制的に排除するとか、又は抑え込もうとする策略へのアメリカ側の荷担は、不可能である、と宣言した⁽³⁾。それに付け加える形で、モスクワ協定上における合意内容に対するソヴェト側の解釈は、「全く一方的な解釈に過ぎないもの」である、と反駁した上で、モスクワ協定には、韓国「朝鮮」民衆が自らの政府組織に関する事項(構想)や彼等の考えと希望とを表現することが出来ない、とする条項は「何処にも」見当たらない、と主張した⁽⁴⁾。上述のように、ソヴ

エト側は交渉を始める段階で、第二次「ア・ソ共委」再開のための前提条件を提示すると共に、アメリカ側に対して前回の失敗についての責任の所在をも指摘している。それに対して、アメリカ側もそれに熾烈に応酬する点から見て、その後の双方交渉の困難さ〔展望〕が伺われる。

J・ホッジ中将の上述のような見解は、D・アチソン國務次官によって強く擁護されていた。彼〔D・アチソン〕は、「ア・ソ共委」の再開を望むアメリカ側の希望の表明と、「アメリカは、言論・集会及び表現の自由を約束するとし、率直な批判は歓迎すべき事柄である」ことを強調した。⁽⁵⁾そして四週間後に、彼は「アメリカが韓国〔朝鮮〕に残つて韓国〔朝鮮〕の統一・独立、と言う目標が達成される迄には、アメリカの責任を果たす考え」⁽⁶⁾であることを表明した。彼のそのような発言は、モスクワ会談以後、韓国〔朝鮮〕問題に対するアメリカ國務省の最初の政策声明であつて、その中でアメリカ側の目標⁽⁷⁾第一次的課題が韓国〔朝鮮〕の統一・独立であることを明確にしている点が重要である。又その声明は、「ア・ソ共委」の失敗に関する多くの憶測が行き交う中で、アメリカ側の立場を明らかにしたものである。上述のような声明は、アメリカ側が単独政府の樹立を画策する等の憶測に対する韓国〔朝鮮〕の以南における政治指導者及び一般民衆の不安を取り除く役割を果たした。

アメリカ・ソヴェト双方の何回かの書簡の交換を通じて、⁽⁷⁾両者の間に相互理解が得られ、両国軍の司令官は、「ア・ソ共委」の再開のための土台となるような様々な提案を行なつた。ソヴェト側は、一月二十六日の書簡で、第二次「ア・ソ共委」における韓国〔朝鮮〕側の協議対象となる政党及び社会諸団体の資格問題に対する基準として、「①「ア・ソ共委」は、モスクワ協定を全く支持する民主主義的な団体のみを協議対象とすること、②「ア・ソ共委」の協議対象となる団体は、積極的にモスクワ協定に反対する者を協議代表に任命しないこと、③協議対象となる社会団体は、モスクワ協定及び「ア・ソ共委」の業務、又は他のものに対して反対するような扇動をしないこと」と

言う提案を行なった。それに対して、ソヴェト側が「ア・ソ共委」の再開において積極的に協力すると言う点を明確に言明すれば、それを受容することも可能なものである、とアメリカ側は考えた。そして上記のような提案は、今後「ア・ソ共委」との協力を宣言さえすれば、民主主義的社会諸団体・組織に協議対象になる途が開けるような印象を、一般民衆に与えたのである。⁽⁴⁾

アメリカ側は一二月四日付の書簡で、ソヴェト側が、韓国「朝鮮」人の政党、社会諸団体及び個人に対して、完全な表現の自由を保障することを約束すれば、そのようなソヴェト側の提案の一部を修正して、両国間の会談を開くための土台にする用意のあることを提案した。⁽⁵⁾ アメリカ側は、ソヴェト側の「『ア・ソ共委』は、モスクワ協定を全面的に支持する民主主義的団体のみを『ア・ソ共委』の協議対象とすること」、とする第①項に対して、以下のような見解を示した。韓国「朝鮮」の政党及び社会諸団体は、「コミュニケ第五号」に署名すれば、過去にモスクワ協定に反対を表明した経歴があっても、モスクワ協定を全面的に支持すると言う署名を行なったと認め、その上署名団体は、「ア・ソ共委」における協議対象としての資格を有するとし、それこそ第一次「ア・ソ共委」の決裂の際のアメリカの主張であった。だがその提案は、先ずいかなる団体を「民主的」と認めるのかについての取り決めがなく、又その協議対象としての資格を巡っては資格獲得の問題のみならず、その資格の喪失問題等に関する事項を明確にせずにいる所に問題点を残している。

更に「ア・ソ共委」の「協議対象となる政党及び社会諸団体は、積極的にモスクワ協定に反対する者を協議団体の代表に任命しないこと」とする第②項に対しても、以下のような見解を示した。つまり、その協議団体は協議のための最適格者を自由に選出する権利を有するとし、但その代表者がモスクワ協定を実践するに当たって、それに相反すると認められる正当な理由がある場合、両国の協議下で「ア・ソ共委」は各政党に他の代表者の指名を要求

できる、としている。その文言の中では、上記の条件の後半部分が、ソヴェト側の主張に譲歩した内容となっている。だが、同項にはその「正当な理由」の解釈を巡って、再び論争が再燃する可能性も秘められていた。上記の第③項に対しては、若干の語句修正を行なってソヴェト案がそのまま受け入れられた。アメリカ・ソヴェト両国は、韓国「朝鮮」の以南・以北両地域の両国軍司令官の書簡交渉の結果、少しずつ譲歩して「ア・ソ共委」が直ぐにも再開される筈であったが、「ア・ソ共委」の再開は再び遅延されて行った。

その理由は、先ずソヴェト側が、アメリカ側の修正案を、そのまま受け入れずに自国の立場を固守していたためであった。だがそこで特に重要な点は、アメリカとソヴェト側との両国の間に行なわれた諸提案が、韓国「朝鮮」人が国際的信託統治に積極的に反対するとすれば、その履行自体が不可能になることを考慮せずにいたことである。又アメリカ側の修正案では、一旦ソヴェト側が信託統治への反対を扇動したと見なされる諸団体との協議を拒否したならば、その諸団体は二つの政党が同意する他の団体によって交替させられるとされていた。一九四六年二月二八日付の書簡において、ソヴェト側は、「コミュニケ第一号」に署名した政党及び社会諸団体の以後の全ての諸行動は、「コミュニケ第五号に」誓約したものと一致させるべきであると主張した。¹²⁾ そのことは、ソヴェト側が實際信託統治に対する全反対勢力を、「ア・ソ共委」の協議対象から除くことを意味している。

アメリカとソヴェトの両国軍司令官のレヴェルで上記の事項の解決が至難の課題になって来ると、アメリカ側は、G・マーシャル長官がJ・ホッジ中将の要請を受け入れる形で、四月八日にV・モロトフ外相宛てに、「両国政府が表現の自由と言う民主主義的権利を尊重する土台の上で可能な限り早く第二次「ア・ソ共委」の再開を望むと言う旨の書簡を発送した。彼は同年夏迄には、互いに合意する日付を定め、「それ迄の『ア・ソ共委』の進展の事項を、両国政府が再検討すること」¹³⁾を提案した。更に彼は、ソヴェト側が協力しない場合、以南で独自の措置を

取る可能性も有り得ると語って、アメリカ側が単独行為を取る可能性をも示唆した。H・トルーマン大統領は、一九四七年三月一二日に謂わゆる「トルーマン・ドクトリン」を発表し、ソヴェト側に対する従来の「宥和策Ⅱ和解政策」を放棄し、「封じ込め政策」と言う新たな対ソヴェト強硬政策を提起していた。

それは、ヤルタ会談以後、アメリカ・ソヴェト両国間に維持された協力関係が清算され、力の優位を基盤とする「対決の時代」に突入したことを意味している。アメリカ側は、自国の外交政策における「革命的里程表」⁽⁴⁾とも言える上記の「トルーマン・ドクトリン」宣言で、ソヴェト側の侵略に対抗して戦うことを明確にした。そのようなアメリカ側の意志は、同年にギリシャとトルコに内戦が勃発した時、共産主義を打ち砕くと言う名目で二ヶ国に援助した事実にも如実に現れている。そのようなアメリカ政府の対外関係政策の変化は、韓国「朝鮮」の以南における軍政政策にも相当の変化を招くこととなった。アメリカ軍政当局も、アメリカ本国「國務省」と同様、冷戦に基礎を置いた政策を樹立しなければならず、以後の政策では「反共産主義路線」の強化の面に焦点が合わせられることを、それは予告していた。アメリカ軍政当局の方向「方針」がそのように設定された以上、韓国「朝鮮」の以南内における左派諸勢力に対する弾圧「政策」は必然的であったと考えられる。G・マーシャル長官の言明も、上記のようなアメリカ側の外交路線の履行を意味している。

一九四七年四月一九日付の回答において、V・モロトフ外相はアメリカ側が韓国「朝鮮」内に反民族的な要素を育成していると非難するものの、韓国「朝鮮」がモスクワ協定を履行すると言う土台の上でソウルでの「ア・ソ共委」の五月二〇日再開に同意した。七月～八月に「ア・ソ共委」は韓国「朝鮮」臨時民主政府樹立のための建議案の作成とその提出を提議した。だがV・モロトフ外相は、「ア・ソ共委」における協議対象として韓国「朝鮮」人諸団体をどう定めるかと言う基準に対しては明白にしておらず、⁽⁵⁾従って、その後の書簡交換の中で、V・モロトフ

外相とG・マーシャル長官は、その問題に対する合意を模索した。最終的にV・モロトフ外相はJ・ホッジ中将が一九四六年一月二四日にI・チステイアコフ將軍宛てに送った書簡における提案と修正案を土台にして「ア・ソ共委」の再開に同意し、G・マーシャル長官もその同意を受け入れた。¹⁶⁾ それによって、一九四七年五月二一日に、第二次「ア・ソ共委」の会談が再開されるのである。

アメリカ側は、第二次「ア・ソ共委」の会談に対応するための事前の準備を企画する過程で、韓国「朝鮮」臨時政府の憲章と政綱等の問題に關しても具体的な草案を創り出していった。そして臨時政府の組織と構成とを取り扱う憲章に対しては、臨時政府組織の方策に概ねアメリカ側の立場が現れていると思われる。韓国「朝鮮」臨時政府の形態及び政綱については、「協議」に参加する韓国「朝鮮」人政党及び社会諸団体の答申書を受けた以後に確定し得ると言う立場であった。アメリカが構想する臨時政府の形態と構造は、部局体制で成り立っているアメリカ軍政体制の支配下の「韓国「朝鮮」の以南における過渡政府」と大きく変わってはならず、大統領又は総理には右派勢力或いは中間勢力の人物を任命することを計画していた。¹⁷⁾ そのように、アメリカ側は第二次「ア・ソ共委」を再開する直前に韓国「朝鮮」における「以南過渡政府」の設立を既定事実化している。更にアメリカ側は、土地改革、親日派の処罰（追放）問題、従来の日本人財産¹⁸⁾ 帰属財産の処分問題等々政綱と係わる諸問題に対しては、韓国「朝鮮」臨時政府の樹立後の政府によって決定されるべきであると主張した。

そこで注目すべき点は、アメリカ側が臨時政府に対するアメリカ側の影響力を確保するために、信託統治或いはそれに準ずる「偽装された」統制策の準備が必要であるとしていたことである。その目的のために、アメリカは「反託」委員会と提携している右派諸集団を協議対象に含むことを執拗に主張し続けた。アメリカの主張は、モスクワ協定に署名した際に信託統治に同意したために、その論理的正当性を欠いている。アメリカ側は左派の「民戦」と

少数の穏健政党のみが、協議の対象に残れるかも知れないと言う状況で、アメリカ軍政当局には充実な韓国「朝鮮」人と絶縁するか、或いはソヴェト側に対抗することで韓国「朝鮮」問題に対する「ア・ソ共委」への協力を全く台無しにするのか、と言う困難な選択を迫られることとなった。アメリカ側は後者を選択したが、その理由は、前者を選択すれば、アメリカ軍政当局が共産主義に反対する砦を創るために以南占領を始めて以来、執行して来ていた重要な政策の失敗を意味してしまうためである。

(2) 以南の単独政府樹立論と信託統治論争

一九四七年一六日にJ・ホッジ中将は、「反託運動」なるものが、国際的な政治情勢を忘却した者達の扇動行為であって、更に第一次「ア・ソ共委」が開かれる間における国際的な情勢を無視した「反託運動」は、事実上臨時政府の樹立を数カ月間遅延させる役割を果たしていると批判した¹⁸⁾。そのような彼の警告・批判に対して強力に反発・対抗する形で、韓国「朝鮮」の以南における右派諸勢力の中の三五の政党及び社会諸団体は、「反託運動」の更なる推進を決定した。又同日には、右派諸勢力が「ア・ソ共委」への参加を条件にして、問題の「コミュニケ第五号」の宣言書に署名したことを一斉に取り消し、「ア・ソ共委」との団体協議への不参加を宣言した。だが一部の右派諸勢力の真意は、後述のように、彼等が不参加宣言から一転して政治交渉上での「有利な発言権」を求めて「ア・ソ共委」への参加を自ら決定している点で言えば、その宣言が不参加を目的とするものでなく、アメリカ側の更なる譲歩を勝ち取るための戦略上のものであったと考えられる。

J・ホッジ中将は、アメリカとソヴェトの両国間の会談を成功させるために、「ア・ソ共委」への一般民衆の全

面的な協力を要請した。だが、李承晩等の右派諸勢力は、J・ホッジ中将の要請を無視し、一七日に再び信託統治への反対声明を発表した。李承晩等は彼の主張に対して、「韓国[朝鮮]」人の反託は、一部ではなく全部である」と反駁した。更に韓国「朝鮮」人が信託統治に対して賛成か反対かを投票に付して見ることを提案した。又信託統治の強要は、民族自決を規定している大西洋憲章のみでなく、J・ホッジ中将の二回に渡る反託声明にも相反するものと指摘した。¹⁹⁾そして立法議院も、二〇日に「ア・ソ共委」に臨むアメリカの態度が従来と違って信託統治に関する表現の自由を保障していないとし、四四対一で信託統治反対決議を行なった。それに対して民主議院は、二一日に「南朝鮮」二千万民衆の反託意思を反映したもの」と言う論評を出した。だが法令制定を職務とする立法議院が反託案の決議を行なった点は、立法議院の本来の使命を逸脱していたと考えられる。

それに対して、J・ホッジ中将は、「ア・ソ共委」再開の目的が、韓国「朝鮮」民衆と協力してモスクワ協定を履行する上で必要な手段と方法とを得る所にある、と主張していた。更にJ・ホッジ中将は、「ア・ソ共委」への参加それ自体が、一部の右派諸勢力及び韓国「朝鮮」民衆が誤解しているようなモスクワ協定の修正ではないことを明らかにし、「反託運動」と韓国「朝鮮」の以南における「単独政府樹立運動」を中止して「ア・ソ共委」に参加することを右派諸勢力に強く要求した。アメリカ側の代表者は、第一次「ア・ソ共委」が無期限の休会に至った原因は、専ら右派諸勢力による「反託運動」に存在するとし、韓国「朝鮮」の自主独立を達成するための方法を制定しているものは、現在モスクワ協定のみであると指摘した。尚J・ホッジ中将は、信託統治は、韓国「朝鮮」の独立国家の建設のための援助・後援であると説明すると共に、韓国「朝鮮」民衆がモスクワ協定を正しく理解せず、韓国「朝鮮」の奴隷化である、と誤って認識していると主張した。²¹⁾それによって信託統治を巡る一大政治論争は、一九四七年初頃から再び大々的に始まって行った。

以後「信託統治論争」は、李承晩が韓国「朝鮮」の以南における単独政府を推進したことで、一九四六年とは異なる様相を示して行つた。一部の右派の「単独政府論」は、その支持者には信託統治への代案であると捉えられた。それは、彼等の統一政府樹立方針を放棄したことを意味している。更に韓国「朝鮮」の以南のみの「単独政府論」が繰り広げられると、今迄信託統治反対を訴えていた右派の中に次第に動揺が生じ始めた。従来の「反託運動」は、最初祖国の独立と民族統一のためのものであったが、今や国際的制約への考慮から事実上以南における単独政府樹立を目指す勢力が台頭して行つた。その方針では、国土の分断化を招く危険性が大きなのであって、それは信託統治反対と祖国統一と言う要求の間に亀裂を生じさせ、右派諸勢力の内部では次第に分裂が進行して行つた。すなわち、初期の信託統治への反対か賛成かと言う論争から、今や単独政府の樹立か信託統治か、と言う争点が論争の中心に浮んで来たのである。「反託運動」の中心を為す韓独党及び韓民党の内部では、「ア・ソ共委」の参加を巡って賛否両論が戦わされ、「反託運動」諸勢力の足並みが大きく乱れ始めて行つた。

一方、李承晩の強力な支持且つ支援勢力である右派の韓民党は、左派諸勢力の横暴を阻止し、政治的な交渉の場における有利な発言権を獲得することによって「ア・ソ共委」における内部闘争を展開してその目的を果たすためには、「ア・ソ共委」への不参加ではなく、参加する方が有利であると言う同党政治部長である張徳秀（後に暗殺）の提案に従つて、六月一〇日に「ア・ソ共委」への参加を決定した。そのように、大部分の右派勢力は、統一政府樹立のための「ア・ソ共委」に参加し、信託統治の問題については韓国「朝鮮」における統一臨時政府樹立後「民族の総意」を集めて対応すると言う立場を堅持し、「ア・ソ共委」への自らの参加を決定して行つた。そのような参加の決定は、アメリカ側との交渉の段階で有利な立場を確保し、アメリカ側の更なる譲歩を導き出すための右派諸勢力の一時的な戦略であつた。それに対して左派諸勢力の中では、南労党を中心とした「民戦」傘下の左派諸政

党及び社会諸団体は、最初の段階から積極的に「ア・ソ共委」に協力した。²³⁾

他方、穏健派の金奎植とその他の穏健右派諸指導者等が結集して構成した民族自主連盟は、「民戦」に加入した左派諸政党と同様、「ア・ソ共委」の活動への積極的な支持を宣言した。そして金奎植は、以南のあらゆる政治指導者に対して、「ア・ソ共委」に対する積極的な協力を呼び掛けるアメリカの主張に同調してそれを積極的に押し進めて行つた。彼は更に、「ア・ソ共委」を再開することは、韓国「朝鮮」の統一独立国家を建設するための最大の好機である、と主張した。そのような彼の主張は、韓国「朝鮮」民衆の間に多くの共鳴者を見出し行つた。以南における左右両派勢力のその熾烈な対立の状況の中で、ソヴェト側の代表団が六五人の遂行員と共にソウルに到着した。五月二二日の第一次実務会議では会議を各五人の委員で構成し、議長は一週間毎にアメリカとソヴェトの両側の首席代表が順番に担当することを決めた。又その会議は非公開にすることを原則とし、場合によっては相互協議して公開することも有り得ると決定している。²⁴⁾

「ア・ソ共委」は、同委員会の第一次的な作業として、韓国「朝鮮」における臨時民主政府を樹立するための計画の作成に限定することに合意し、そのような任務を遂行するために三個の分科委員会が構成された。第一分科委員会では、民主主義的政党及び社会諸団体との協議に関する全ての問題点を解決する方策を取り扱うとし、更に第二分科委員会では、臨時政府の形態と構造、臨時憲章の作成及び政治的土台の構築問題等々を取り扱うこととした。そして第三分科委員会においては韓国「朝鮮」臨時政府の要員〔官僚〕の選出方法と新たな政府に権限を履行する問題を取り扱い、更に各分科委員会は、二六日に一斉に活動を始めて行つた。²⁵⁾六月一二日には、韓国「朝鮮」の民主主義的な諸政党及び社会諸団体と「ア・ソ共委」との協議方法及びその協議内容等に関するアメリカとソヴェト間の両国の具体的な合意を知らせる「コミュニケ第一号」が発表された。

その宣言では、「ア・ソ共委」が各政党及び既存の社会諸団体と協議する際は、五月一三日付の書簡でG・マーシャル國務長官が受託した七日付のV・モロトフ外相の書簡に記載された諸条件を指針とすることが明示された。その条件の内容とは、①ソヴェト側は、「ア・ソ共委」の再開と臨時政府の樹立業務を促進するために、アメリカ側の修正案を承認する用意がある、②ソヴェト側は、臨時政府の樹立と関連して、韓国「朝鮮」人の代表を協議相手とするに当たって、アメリカの提案を或る程度迄は受諾する、③ソヴェト側は、韓国「朝鮮」に将来に対する見解の発表の如何によって、「ア・ソ共委」との合意によって除かれる韓国「朝鮮」における政治諸団体、又は個人に関して、両国の相互の合意によってのみ可能であると言う点を確認する、④ソヴェト側は、「ア・ソ共委」の再開を遅延させるどのような理由も既に存在しないことを指し示すものである²⁶⁾となっていた。両国間のその順調な滑出しは一般民衆に期待感を持たせることになった。

上記の条件を見る限り、第一次「ア・ソ共委」において合意に至った妥協点は、「コミュニケ第五号」に署名した諸政党及び社会諸団体と協議すると言う原則と殆ど同様の内容となっている。その「コミュニケ第五号」における妥協の内容は、極めて一般的な原則上の合意に過ぎないものであった。そして彼等両者間の書簡交換によっても、協議の対象に関しては、アメリカとソヴェトの両国が、同意可能な具体的且つ明確な基準は明確化されずに終わっている。従って、アメリカとソヴェトの両国の対立する諸事項は殆ど解消されず、第一次「ア・ソ共委」と同様に、その後も一般的な原則を巡る解釈論争に明け暮れて行った。

先に触れている「コミュニケ第一号」では更に、韓国「朝鮮」における諸政党及び社会諸団体が協議対象の資格を得るためには、モスクワ協定を支持すると言う宣言書に署名し、且つ「請願書」と「質問書」との二つの文書を六月二三日迄に提出することが要求されていた。同コミュニケは、「ア・ソ共委」の協議に参加しようとする各

政党及び社会団体に対して、①モスクワ協定を支持し、韓国「朝鮮」臨時政府組織に対する「ア・ソ共委」の決議を固守し、信託統治に関する提案を作成する所に協力する、と言う内容の宣言文に署名・捺印し、その宣言文を添付した「請願書」を提出すること、②韓国「朝鮮」臨時政府の組織及びその原則に関する「質問書（Questionnaires）」及び韓国「朝鮮」臨時政府政綱に対する質問書に返答すること、を要請していた。従って、「ア・ソ共委」の協議に参加しようとする各政党及び社会諸団体には、「宣言文」を添付した「請願書」、韓国「朝鮮」臨時政府に関する「二つの答申書」を提出することが強力に要請されていたのである。

上記のような答申書の要求は、それらを提出し、「ア・ソ共委」への参加を希望すれば、直ちに無条件に「ア・ソ共委」へ参加できると言う意味ではなく、参加を希望する政党及び社会諸団体であれば、先ず少なくともモスクワ協定への支持と、上記の②を約束することを意味していた。更にその意図は明確にはされていないもの、出された答申書の内容如何によつては協議対象として「不適切」と判断される場合、二つの答申書を出しても、「ア・ソ共委」への排除も有り得ることを伺わせている。

それと関連して、七月三日に朝鮮新聞記者会がソウルに居住する二四五九名を対象に行なった世論調査においては、その調査の回答者の内の七二％が「協議対象から排除すべき政党や社会団体がある」と解答すると言う非常に興味深い結果が出されている。その言わば「排除」される「団体」としては、韓民党（二二二七票）、韓独党（九二二票）、「独促会」〔三〇九票〕、「南労党」〔一七四票〕、「大韓労総」〔九一票〕、「全評」〔二四票〕、「民戦」〔九票〕等が挙げられている^効。上記のような諸団体の中で、左派系列の諸団体に較べれば、特に右派系列の韓民党・韓独党・「独促会」に対して投票が集中している点で言えば、当時の世論は、右派の反託集団に関しては必ずしも好意的ではないのみならず、寧ろ彼等を排除することに同調的であったことが示されている。

アメリカ側は、以南の各政党及び社会諸団体から提出された答申書に基づき、韓国「朝鮮」臨時政府の組織と構成に関する各政党及び社会諸団体の見解を総合的に分析した。アメリカ側が、その答申書を分析する際に最も注目したのは、中間派諸勢力の動向であった。だが、中間派政党及び社会諸団体が提出した答申書に現れている中間派の見解及び要望事項は、アメリカ側の構想（アメリカの期待する内容）とは異なる内容となっていた。その答申書の分析によれば、特に中間左派は、共産主義的路線に非常に傾倒しており、韓国「朝鮮」臨時政府の組織及び構成に関しては、中間派の大部分が指名による立法機構の設置を望んでいた。⁽²⁸⁾又「改革」に対しては、実施時期の問題を重視しており、左右両派及び中間派の何れの政派も、社会的な改革及び経済的な改革を要求していた。特に中間左派の場合、「改革」に関しては即時な改革の実施を要求している。

アメリカ側がそのようなアンケート調査を行なった目的は、アメリカ側に有利な調査の結果が出ることを期待し、その場合、調査の結果を公開し、右派及びソヴェト側との交渉上有効に利用する所にあった。だが、調査の結果はアメリカの予想を裏切る内容となっており、その答申書については当時アメリカ側の代表団の幹事が、「西欧型民主主義に対して、ほぼ全面的な理解不足を示しており、それは我々自身が、韓国「朝鮮」で教えようとしたものが失敗したことを意味する」と結論付け、嘆いている程である。そのような状況の中で、ソヴェト側はアメリカ軍政当局が韓国「朝鮮」以南の右派諸勢力の全幅的な協調が得られずにいることを感知し、反託団体の排除に固執した。ソヴェト側は、協議対象に申請した右派諸勢力の威信を失墜させることで、アメリカを苦境に陥れ、彼等を協議の対象から排除或いは右派勢力の発言権を封じ込める戦略を行使した。彼等が排除しようとした対象は、韓民政の指導下にある韓国「朝鮮」臨政樹立対策協議会傘下の諸団体であった。⁽²⁹⁾

それに対して右派諸勢力の内部では、「ア・ソ共委」に参加するの可否かを巡って再び熾烈な論戦が行なわれた。

その結果先ず第一段階では、民主主義に対する解釈と信託統治問題をどうするかと言う問題について各政治諸団体連署で「ア・ソ共委」に質問する、そしてその質問に対して満足し得る回答が出された場合には参加するが、さもなければ再び右派諸団体の共同協議会で決定された内容に沿って政治的行動を統一することを決定した。五月二三日に李承晩と金九の両者は、「信託統治の条件の全てを削除するか、又は信託統治と言う意味が一般的に解釈される内容と同様ではないことを公式に宣言して、韓国「朝鮮」の統一独立政府を樹立することと矛盾しないようにし、アメリカとソヴェトの両国が標榜する民主主義のどちらを適用するのかを明確にすること」を要望している。

そして彼等は、それに対する十分な回答を得る迄に「ア・ソ共委」への参加を保留すると言う「共同質疑書」を連名で提出した。アメリカ軍政当局は、上記の二つの文書の提出に反対する者達は容赦なく「ア・ソ共委」の協議対象から除くことを明言した。他方、「合作委」は、同日に中間右派の金奎植の名義で、「合作七原則に明示された通りに我々の最大の目標である『ア・ソ共委』が再開されたので、最も早い期間内に統一された民主主義的臨時政府の樹立を成し遂げよう」とする声明を発表した。又「合作委」宣伝部長である朴建雄も、金奎植が声明する二日前の二一日に、「『合作委』本来の使命は、『ア・ソ共委』の再開にあつた筈なので、今後は韓国「朝鮮」以南の左右合作運動を強化して以北の指導者との南北合作に邁進する予定である」と言明した。それに対して「反託委」を結成して「反託運動」を展開していた右派勢力の韓民党を始めとする信託統治反対派一七〇余の政党及び社会諸団体は、一斉に誓約書を提出し、「ア・ソ共委」との協議への参加を申請した。⁸⁴⁾

右派諸勢力の「ア・ソ共委」への参加の背景は、アメリカ軍政当局の勧告と「ア・ソ共委」が交渉に成功して韓国「朝鮮」の臨時政府が樹立される可能性が見られた、と言う点であり、その場合、その臨時政府樹立後の主導権を他派に奪われるのを憂慮した所にあると考えられる。左派諸勢力も、南労党を中心にして「民戦」傘下の政党及

び社会諸団体と共に最初の段階から「ア・ソ共委」に積極的に協力し、中間派勢力も左派勢力と同様、同委員会への協力を同調していた。両国間の協議は、七月五日に開催が予定され、ソウルではソヴェト、平壤ではアメリカの主催と定められた。³²⁾その協議のための委員会は、平壤とソウルで同時に設置され、以北三八余団体、以南四二五団体が申請書を提出した。以南の場合、「ア・ソ共委」への参加を希望する諸団体の中で、約三分の二以上が、右派諸団体及び中間派集団であって、「民戦」傘下の社会諸団体が約二五%となっていた。³³⁾当時の韓国「朝鮮」の以南における政党及び社会団体には、左派勢力が圧倒的に多かった。

それに対して右派諸勢力は、「独促会」・金九の率いる韓独党及び李承晩を支持する中心勢力である韓民党等々幾つかの政党が存在するのみで社会団体は殆ど存在しなかった。上述のような届け出団体四六三の構成員数は、七千万以上に上っていたが、その数は当時の韓国「朝鮮」人口の二・三倍以上に当たるものであった。³⁴⁾そのような数字は、一人が二つ以上の社会団体に加入しているか、或いは一つの団体が二つ以上の名義で虚構の登録をしたことを示している。その数字は、各社会諸団体が自分達の有する人数以上に公表し、自らが所属する団体の実力を誇示するための虚構のものであると考えられる。ソヴェト側は、協議への参加を希望していた韓国「朝鮮」の政党及び団体の総会員数が五千二〇〇万であると言う高い数字を取り上げ、虚構登録を問題にした。そのようなアメリカとソヴェトとの虚構登録の社会書団体に関する訂正問題を巡る意見の衝突は、七月一二日にソヴェト側が韓国「朝鮮」の以南内における協議対象団体数を大幅に削減して提示すると膠着状態に陥って行った。

(3) 第二次「ア・ソ共委」の破綻とアメリカの政策転換

最初順調に進んでいるように見えていた「ア・ソ共委」の会談は、七月初めの平壤会議以後余り進展が見られず、寧ろ膠着状況に向けて進展して行つた。そのような政治的状況下でソヴェト側は、韓国「朝鮮」以南の「ア・ソ共委」への参加希望の四二五団体を一一八に制限することを要求した。又モスクワ協定には反対でも「ア・ソ共委」に政略上「協議請願書」を提出している「反託委」所属の政治団体が数多くあると主張した。従つて、同委員会への加入団体は同団体から脱退し、モスクワ協定への支持を表明した後にはのみ「ア・ソ共委」との協議に参加すべきと主張した。更にソヴェト側はアメリカがモスクワ協定に反対して請願書を出した諸団体を擁護し、「ア・ソ共委」の業務を遅延させたと非難した。それに対してアメリカ側は、ソヴェト側が右派諸勢力の政治団体を全て除外し、左派勢力を中心に協議を進めていると反論した。右派諸勢力の政治諸団体が「ア・ソ共委」の決定に従つて請願書を提出し、モスクワ協定又は両国に対して公に非難を行なつていないにも拘わらず、その対象から除外することは、言論の自由を完全に無視するような行為であると主張した。⁶⁹⁾

そして過去「第一次「ア・ソ共委」」において、その委員会の協議対象の資格を巡つて問題にされた事柄が再び課題として登場して来ると、アメリカとソヴェトの双方は無論のこと、一般民衆の期待も次第に失われて行つた。アメリカ側から見れば、ソヴェト側のそのような姿勢は一九四六年の第一次「ア・ソ共委」で堅持していた立場に逆戻りしたかのようなものであった。⁶⁹⁾ その時点で、当時韓国「朝鮮」の以南には左派諸団体が多数であったことを考えると、アメリカ側は、万一「四二五から一一八に減らすこと」を主張するソヴェト側の案が採択されれば、以北のあらゆる団体と以南の左派団体が結合して膨大な左派集団を形成し、韓国「朝鮮」は、直ちに共產主義の支配

下に入らざるを得ないとする結論を下している。アメリカ側の A・ブラウン (A. E. Brown) 将軍は、そのような観点から、ソヴェト側の要求に対して強硬に反対したのであり、ソヴェト側も彼等の強硬な姿勢を崩さずにいた。そこには、双方の熾烈な対立が、アメリカ・ソヴェトの代表団の姿勢に多大な影響を及ぼし、「ア・ソ共委」の失敗・破綻に追い込む程の「根本的な対立」⁸⁸が示されている。

アメリカ側は、ソヴェト側に対して、「ア・ソ共委」の展開における膠着状態を打開するために、アメリカ・ソヴェト両国側が、各々の占領地域内で個別的に韓国「朝鮮」の政党・社会団体と協議することを提案した。だが、それは七月二十九日の会議でソヴェトによって直ちに拒否された。次の提案は、アメリカが全体共同委員会に取って代わってソヴェト側が反対した諸団体と協議すると言うものであったが、その提案も直ちに拒否された。⁸⁹一方、G・マーシャル国務長官は、V・モロトフ外相に書簡を送り、それ以上の遅延を防ぐと共に両国政府がモスクワ協定の目的を達成するために今後取るべき諸措置を迅速に検討できるよう「ア・ソ共委」⁴⁰がその討議結果を八月二一日迄に報告することを提案した。G・マーシャル長官のそのような提案に対して、ソヴェト側は何等反応を示さず、「ア・ソ共委」は討議を続けていたが、その時点でそれ以上の進展はなかった。

以上のように、韓国「朝鮮」の自主独立に対してアメリカが外交のレヴェルでどのような対韓国「朝鮮」政策を展開したかを明確にするために、モスクワ協定を基に開かれた「ア・ソ共委」の討議の過程を論じて来た。以上を振り返れば、「ア・ソ共委」は、モスクワ協定では規定が不明確であった、同委員会の協議の対象とすべき韓国「朝鮮」の「民主主義的政党・社会団体」の解釈に関して、アメリカ側はそれを「韓国「朝鮮」の全ての政党及び社会団体」⁹⁰すべきであるとし、ソヴェト側は「モスクワ協定を完全に支持する政党・社会団体」とすべきとしたことで忽ち決裂した。そのことは、「全ての右派政党・社会団体」を基盤とする国家として韓国「朝鮮」を支配させよう

とするアメリカ側の目標が、モスクワ協定によって達成され得なかつたことを意味している。

一方、アメリカ議会は、駐韓「朝」アメリカ占領軍を維持するための財政的な負担を理由に、韓国「朝鮮」に対するそれ以上の援助を拒否した。当時軍部は、韓国「朝鮮」の戦略的な価値を低く評価しており、アメリカ軍隊の撤退を要請している時期と重なっていた。又アメリカ国内外には、韓国「朝鮮」の自主独立が遅れることに対する批判が高まっていた。それらが、韓国「朝鮮」におけるH・トルーマンの「封じ込め」政策への適用に対する主要な障壁として登場することにより、韓国「朝鮮」自主統一のためのアメリカ・ソヴェト両国の間の交渉は、ほぼ完全に決裂して行つた。結局アメリカは、ソヴェトとの協調の有無に拘らず行動することを決めており、七月には極東問題担当次官補のJ・アリソン (J. M. Allison) が、究極的に以南単独政府を樹立させるための行動方針を公式的に作成して行つた。彼の「計画」では、両国の南北各占領地域に立法部代議員を選出するために、国連の監視下での自由選挙実施に対するソヴェトの承認を得なければならなくなっていた。

そのアリソン計画では、「韓国「朝鮮」の政治諸指導者は、韓国「朝鮮」臨時政府のための代表を選出し、又四カ国との協議を経て韓国「朝鮮」臨時政府は、外国軍隊の撤収と経済援助に備える。万一、ソヴェト側がアメリカ側の提案を拒否すれば、アメリカ側は問題を国連に上程し、韓国「朝鮮」の以南のみに、その計画を実施する予定である⁴⁰⁾」となっていた。八月初め頃には、S W N C Cの特別委員会が、そのアリソン「計画」の承認を建議した。同委員会はその報告書の中で、アメリカ側の積極的な行動のない状況下での韓国「朝鮮」の放棄は、韓国「朝鮮」の全域に対するソヴェト側の単独支配を保証するものとなり、従つて、「国内外的には共產主義からの圧力に抵抗するに当たつてアメリカの支援に頼っている諸小国を失望させるもの⁴²⁾」と警告している。当時R・パターソン国防長官とJ・フォーレスタル (J. Forrestal) 海軍長官も、それがアメリカ軍隊の撤収を加速させるものと考え、そ

の「計画」を支持しており、アメリカ国務省も同様の考えであった。そこには、アメリカ政府内の意見（南・北分断の既成事実化）の一致が示されている。

他方、「合作委」の上述のような膠着状態から、韓国「朝鮮」問題は両国司令部レヴェルでは解決され得ず、その諸問題はアメリカ・ソヴェト両国政府レヴェルにおいて取り扱われる必要性が出て来ると、アメリカ国務長官代理のW・ロヴェット(W. R. Lovett)も、八月二日にソヴェト・イギリス・中国等の三国外相宛てに新たな構想を提案する内容の書簡を送った。その提案は、四カ国がモスクワ協定の迅速な実行方法を検討するために、アメリカで会合しようと言う内容となっていた。W・ロヴェット代理のその新たな提案の中核は、国際連合監視下で総選挙を実施する⁽⁴³⁾とする構想である。そして又彼は、前述のJ・アリンソンの計画を討議の基本条件として推薦したが、当時の駐ソヴェト・アメリカ大使であるW・スミス(W. B. Smith)は、ソヴェト側が、それに協調する可能性は希薄である、と見ていた。⁽⁴⁴⁾彼は、韓国「朝鮮」の戦略的重要性のために、J・スターリンは決して独立韓国「朝鮮」の出現を許容しない筈であると考えていたのである。

アメリカ側のその提案を、イギリスと中国は受諾して行ったものの、ソヴェト側は、九月四日にV・モロトフ外相を通じて、W・ロヴェット国務長官代理の上記のような提案を固く拒否した。そして「そのような会議は、モスクワ協定の範囲から逸脱するものであって、アメリカ側は「ア・ソ共委」の範囲内でモスクワ協定を実現するために全ての努力を尽くさなかった」と言う非難の声明を出した。V・モロトフ外相は、アメリカ側に対して、現在の「ア・ソ共委」における諸難局の「第一次の責任は、『ア・ソ共委』においてアメリカ側が採った立場」にあると主張した。又彼はソヴェト側が、韓国「朝鮮」問題に対する外部からの干渉を一切受け入れないとし、その会議に参加するようイギリスと中国を招いたW・ロヴェット国務長官代理の一方的な行動は、全く不当であるとする見解

を表明した。そのようにソヴェト側の主張によってW・ロヴェット國務長官代理による四カ国のアメリカ会談の提案が失敗に終わると、アメリカ政府は、九月には韓国「朝鮮」問題の国連への上程を決め、アメリカの対韓国「朝鮮」政策は、新たな局面を迎えて行ったのである。

そのような経過の過程について、九月一七日に、A・ウェディマイヤー (A. C. Wedemeyer) 特使は、H・トルーマン大統領に、以下のような報告を行なっている。彼の報告の中で、特に注目すべき点は、韓国「朝鮮」におけるモスクワ協定の執行⁴⁷⁾ (アメリカ占領政策) 適用への失敗を明確に言及していることである。そのような認識はアメリカの政策 (連合国協力体制の信託統治から南・北分断の固定化へ) の転換へと繋がっている。

「現在のアメリカの〔対韓国「朝鮮」占領〕政策は、『ア・ソ共委』が韓国「朝鮮」に関するモスクワ協定の条項を遂行するに失敗したことに鑑み、その問題の解決を、四カ国に委託されるべきである、としている。又四カ国が韓国「朝鮮」問題の解決に失敗した場合、国連総会にその問題は委託されるべきである、としている。そのことは、アメリカ側が、その諸問題の解決を、関係諸国と協議して求めるが、国際連合で韓国「朝鮮」に関して協定に達することに失敗する場合、アメリカ側は韓国「朝鮮」の将来の方向——アメリカは撤退、或いは以南 (における「単独」) 政府を樹立するのか、更に如何なる条件の下で樹立するのか、そしてアメリカはどのような (以南における「単独」) 政府に経済・軍事的援助を与えるか否か——に関して独自の決定を行なうことを示している。⁴⁷⁾」

アメリカ側は、一九四七年三月一二日の「トルーマン・ドクトリン」の発表と、第二次「ア・ソ共委」の決裂・破綻とを契機として、当時迄の対ソヴェト協力関係を基本軸とする対韓国「朝鮮」占領政策「方針」からソヴェト側との対立関係・対抗関係を基本軸とし、韓国「朝鮮」半島における「南・北分断」を構想し、それを前提とするための現状維持方針、すなわち現在の「南・北分断」状況の既成事実化を前提とする対韓国「朝鮮」占領政策「方

針」へと政策を転換した。そして「トルーマン・ドクトリン」に沿う形でアメリカ軍政当局が反ソヴェト・反共産主義の路線を強化すると共に、韓国「朝鮮」問題を国際連合へ移管したことは、韓国「朝鮮」の以南における政治諸派間の力関係を変化させる契機となった。

アメリカ軍政当局は、アメリカ本国の政策が転換する以前迄はソヴェト側との協力関係を念頭に置き、中間の左右両勢力を積極的に育成・支援したが、ソヴェト側との冷戦構造・冷戦体制が本格化した時点では、彼等を支援し続ける必要性はなかった。アメリカ軍政当局としては最も早くから過度な反共の立場を表明することによって、両者間に円満な関係を維持できずにいる李承晩を改めて支援せざるを得ない政治状況に迫られた。それは本国政府の政策変化に従って、アメリカ軍政当局が採らざるを得ない措置であった。そのために、アメリカ軍政当局の支援下でこそ成長が可能であった中間派勢力は衰退せざるを得ず、又国連における以南のみの単独政府樹立の決定が為されると、それに対抗して金九及び金奎植等は、「南北協商運動」を展開したが、アメリカ・ソヴェト間の冷戦体制の進展によってそれ以上主役の役割を担当することが出来なくなってしまう。

以上のように、信託統治の問題を出発点とし、韓国「朝鮮」以南における単独政府樹立を決定する迄、韓国「朝鮮」の政治状況は、左右両派間の対立の激化を経て「南・北分断」の「既成事実化」を強固なものとして行った。本稿では、韓国「朝鮮」を巡る国際情勢Ⅱアメリカ・ソヴェト冷戦構造の進行プロセスの中で、アメリカ・ソヴェト両国の占領地域における左右対立と半永久的な分裂に変質させて行く過程を国内的冷戦と国際的背景と絡めて解明し、「南・北分断」の過程を明らかにして来た。加えて言えば、それは「李承晩路線（単独政府樹立）」の進展（それを今後の課題とする）」と言う結果に帰結している。そのようにして、アメリカ側が韓国「朝鮮」の独立問題を国際連合総会に持ち込んだ理由は、モスクワ協定・三相会議の決定を回避し、以南単独政府を樹立するためである。

すなわちそれは、韓国[朝鮮]の全域に対する支配を達成し、それによってアメリカ側の極東政策〔対韓国[朝鮮]政策〕を戦略的に有利に展開しようとしたことを、物語っている。

注

- (1) *Korea's Independence*, p.21.
- (2) *Ibid.*, pp.21-22.
- (3) Soon-Sung Cho, *op.cit.*, p.138.
- (4) *Korea's Independence*, pp.22-23 ; "Report of U.S. Delegation," 20 August, 1947 (US-USSR Joint Commission, RG 332, Box 66), pp.16-21.
- (5) *Department of State Bulletin*, September 8, 1946, p.462.
- (6) *Ibid.*, October 13, 1946, p.67.
- (7) Chistiakov to Hodge, October 26, 1946 ; Hodge to Chistiakov, November 1, 1946 ; Chistiakov to Hodge, November 26, 1946 ; Hodge to Chistiakov, December 24, 1946 ; Chistiakov to Hodge, February 28, 1947 in *Korea's Independence*, pp.23-32 ; Soon-Sung Cho, *op.cit.*, p.138.
- (8) Soon-Sung Cho, *Ibid.*, p.139.
- (9) 尹景徹、前掲書 七一頁。
- (10) Soon-Sung Cho, *Ibid.*, p.123.
- (11) アメリカの修正案は、①共同声明第五号への署名は、モスクワ協定を全的な支持と言う誠意の表明であり、署名の政党・団体は最初の会議への参加資格を有する、②各政党は、自ら望む代表者の任命権利を有する。但その代表がモスクワ協定の実

行においても、連合国に対して相反する、と見られる正当な理由がある時には「ア・ソ共委」は相互に協議した後、その団体をして他の代表者を選定させること、③共同声明第五号に署名の個人、政党・社会团体で「ア・ソ共委」の業務・連合国・又はモスクワ協定の実践に対しても積極的な反対を教唆・扇動する者を、協議対象からの除外問題は、アメリカ・ソヴェト両側の相互同意によつてのみ決定する」となっている。Soon-Sung Cho, *op.cit.*, p.123.

- (12) *Ibid.*, pp.139-140.
- (13) *Department of State Bulletin*, April 20, 1947, p.716.
- (14) W. G. Carleton, *The Revolution in American Foreign Policy* (New York: London House, 1957), p.53.
- (15) *Korea's Independence*, pp.35,37.
- (16) *Department of State Bulletin*, April 20, 1947, p.995.
- (17) *USNARA, Roll No.5, "Plan B and Plan C"*: 1947. 8. 18.
- (18) 『ソウル新聞』一九四七年一月一七日付を参照。
- (19) 尹 景徹、前掲書 七二頁。
- (20) 『ソウル新聞』一九四七年一月一八日付を参照。
- (21) 同上新聞 同年二月一日、一六日付を参照。
- (22) 日本外務省、前掲書 六一・六七頁。
- (23) *USAFIK, Summation, No.20* (March, 1947), p.17.
- (24) *USAFIK, Summation, Ibid.*, p.19.
- (25) *USAFIK, Ibid.*, pp.19-22.
- (26) *USAFIK, Summation, No.21* (June, 1947), pp.16-26.

- (27) USAMGIK, 1945-1948 "G-2 Periodic Report", No.578, June, 11, 1946.
- (28) USNARA, Roll No.9, 30. August, 1947.
- (29) See, USNARA, Roll No.10, October, 1947.
- (30) See, FRUS, Vol.VI, 1947, 7, 16. ソヴェトは、反託闘争委員会傘下団体への除外要請、六月二三日の反託示威運動と関連された諸団体の反ソヴェト行為への非難、臨政樹立対策協議会傘下の諸団体の中で、反託闘争委員会に係わっている諸団体への絶縁声明を要求等を通じて反託諸団体を排除するための波状的攻勢を行なったのである。
- (31) 『ソウル新聞』一九四七年六月一七日付を参照。
- (32) 尹 景徹、前掲書 七四頁。
- (33) 宋 南憲、前掲書Ⅱ 四八七頁。
- (34) *Korea's Independence*, pp.41-45.
- (35) 尹 景徹、前掲書 七五頁。
- (36) USAFIK, *Summation*, No.22 (July, 1947), pp.20-23, 27-31.
- (37) その後の会議におけるソヴェトの立場についての詳細は、See, Soon-Sung Cho, *op.cit.*, p.146. 尚アメリカの立場についての詳細は、*Ibid.*, p.147.
- (38) USAFIK, *Summation*, No.22 (July, 1947), pp.27-31.
- (39) USAFIK, *Summation*, *Ibid.*, p.27-31.
- (40) その提案の詳細は、See, SCAP, *Summation*, No.23 (August 1947), pp.181-185.
- (41) J. M. Allison memo, July 29, 1947, FRUS, (1947), Vol.VI, pp.734-735.
- (42) State-War-Navy Coordinating Committee=SWNCC Ad Hoc Committee to SWNCC, August 4, 1947, *Ibid.*, pp.735-741.

- (43) *Korea's Independence*, pp.50-51.
- (44) Lovett to W. B. Smith, August 6, 1947, and Smith to Lovett, August 28, 1947, *FRUS*, (1947), Vol. VI, pp.771-776.
- (45) アメリカ側の書簡内容は' See, *USAFIK, South Korean Interim Government Activities, No.1* (August, 1947), p.474; *Korea's Independence*, p.56.
- (46) Soon-Sung Cho, *op.cit.*, p.155.
- (47) *FRUS*, (1947), Vol.VII, p.803.

5 結論——「ア・ソ共委」への評価——

第一次・第二次「ア・ソ共委」が決裂に至った原因は、ソヴェト側が一貫して「ア・ソ共委」における協議対象と成り得る韓国「朝鮮」における政党・政治諸団体を、モスクワ協定を絶対的に支持し、「ア・ソ共委」の業務に協力するものに限られると主張したのに対して、アメリカ側は、韓国「朝鮮」における信託統治の実施を決定したモスクワ協定と以南の右派諸勢力の熾烈な「反託運動」との間の鋭撃ちに遭遇し、言論の自由を盾に「反託運動」を行なう団体も協議対象に入れようとする二律背反的な態度を取った所にあると言える。更にそれは、韓国「朝鮮」民衆の立場を十分に考慮せず、寧ろそれを全く無視した結果はモスクワ会議に参加したアメリカの韓国「朝鮮」占領政策の「失敗」を裏付けるものであることを示している。そのようなアメリカ側の「失敗」は、第二次大戦後韓国「朝鮮」における「解放政局」を一層混乱に陥れる、と言う結果を招いて行った。

だが、「ア・ソ共委」の失敗は、余り驚く程のものではなく、当時の韓国〔朝鮮〕の国内外的な政治的状況から見れば、それは当然の結果であることを、本稿で明らかにした。と言うのも、アメリカとソヴェトの両国は互いに相反する目的を持ち、ソヴェト側は、韓国〔朝鮮〕における友好的な国家を樹立することを望んでいたためである。ソヴェト側と同様、アメリカ側も、自国に友好的な政府を樹立させるか、少なくとも共産主義勢力の阻止に役立つ政府を樹立することを望んでいた。アメリカとソヴェトの両国は、互いに自国の国家利益に有利な政府を樹立するために闘争したのである。と言うのも、両方とも、結果的には敵対陣営に荷担するかも知れない統一韓国〔朝鮮〕政府の樹立のための代価として、韓国〔朝鮮〕の半分に対する支配権を放棄しなかった。本稿では、両国側が専ら自国の利益のために、韓国〔朝鮮〕における政治諸勢力を利用すると共に、左右両派の分裂を助長し、その結果韓国〔朝鮮〕の「南・北分断」の既成事実化を齎らした点を明らかにして来ている。

特にアメリカ側は、韓国〔朝鮮〕半島において真に民衆を代表する民主政府を望んでいたとされるが、それは西欧的意味での民主主義的政府を意味するものであって、韓国〔朝鮮〕独立のための民主政府の樹立ではなく、寧ろ韓国〔朝鮮〕人のための利益や関心は、第二次的なものであった。従って、J・ホッジ中将は、韓国〔朝鮮〕国内において最も影響力を持っている勢力〔左派勢力〕に対し、彼等の目的がアメリカ軍政当局とは相反する、と言う理由で余りにも簡単に抑圧する政策を採った。その後、アメリカは信託統治に反対する政党及び社会諸団体と和解する方向に政策を転換させているものの、その理由は彼等が韓国〔朝鮮〕人の支配的な意思を代弁するからではなく、アメリカ側が彼等と和解することが、アメリカ側の利益の獲得に最も有利である、と判断したためであった。本稿は、その際アメリカ側の政策〔構想〕と韓国〔朝鮮〕民衆との対立及び協力関係が国際情勢との絡み合いで、如何に変質・転換して行くのかを詳細に描いて来ている。

だがアメリカが自国の利益維持と言う観点により一つの勢力から今一つの勢力にその支持を変えたことから、アメリカ側が望むことと裏腹に多くの政治的な「敵対勢力」を創り出すこととなつて行つた。上述のようにして、「ア・ソ共委」を通じての韓国「朝鮮」問題の解決は、韓国「朝鮮」における政治諸勢力の間の分裂と、アメリカ・ソヴェト両国の思惑の不一致とによつて困難となり、「ア・ソ共委」の政局は、完全に難局に陥つた。更に第二次「ア・ソ共委」は、アメリカ・ソヴェト両国の意見と利害の衝突で失敗の道を辿らざるを得ず、『「ア・ソ共委」の破綻』を迎えることとなつた。その後アメリカは韓国「朝鮮」民衆の意思を全く無視して、当時アメリカの「追従国」が圧倒的な多数を占めていた「国際連合」に韓国「朝鮮」問題を持ち込んで行くのである。